

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+ : 計画以上に進んだ A : 概ね計画どおり B : 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 A+ | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | |
|--------------------------|----------|----|----------------------|--|--|--|----|---|--|----|---|--|----|---|---|-----|---|--|---|----------------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 |
| 基本施策 (1) 地域におけるネットワークの強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係機関等の連携体制の構築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | P17 | ア | 自殺対策推進会議 | 保健・医療・福祉・教育等の関係者・関係団体や学識経験者を構成員とする自殺対策推進会議を開催し、関係機関や民間団体等が課題を共有し、緊密に連携して自殺予防を総合的に推進する体制を構築します。 | 関係機関が連携・協力して総合的な自殺対策を推進する。 | ・未開催 | B | ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年3月11日に予定していた会議は開催中止とした。 ・会議資料(自殺対策計画の取り組み等)は委員へ郵送し、ご意見を依頼した。 | ・1回/年 (書面開催) | B | ・適切にPDCAサイクルを実施するため、年度の早い時期に開催することを目指す。 | 1回/年 (令和3年11月16日開催) | A | 適切なPDCAサイクルの実行のため、会議の早期開催等を含め引き続き調整する。 | 1回/年 (令和4年10月19日開催) | A | 令和5年度は計画改訂の年度にあたるため、円滑に計画策定が行えるよう各種調整を行う。 | 3回/年 次期計画策定のため、3回開催 | 1回/年 | 保健予防課 |
| 2 | P17 | イ | 自殺対策検討委員会 | 副区長を委員長とし、庁内の保健・医療・福祉・教育等の関係部署を委員とする検討委員会を開催し、各分野の部署が連携を図り、包括的かつ効果的に自殺対策を推進します。 | 庁内関係部署が連携・協力して総合的な自殺対策を推進する。 | ・1回/年 ・8月27日 【議題】 ・練馬区自殺対策計画事業一覧について ・相談窓口を周知するリーフレットの作成について | A | 適切なPDCAサイクルの実行のため、会議の早期開催等を含め引き続き調整する。 | ・1回/年 (書面開催) | B | ・適切にPDCAサイクルを実施するため、年度の早い時期に開催することを目指す。 | 1回/年 (令和3年8月31日開催) | A | 適切なPDCAサイクルの実行のため、会議の早期開催等を含め引き続き調整する。 | 1回/年 (令和4年8月4日開催) | A | 令和5年度は計画改訂の年度にあたるため、円滑に計画策定が行えるよう各種調整を行う。 | 4回/年 次期計画策定のため、4回開催 | 1回/年 | 保健予防課 |
| 各種相談窓口の連携 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | P17 | ア | 相談窓口への同行等による切れ目のない支援 | 複数の問題を抱えた区民からの相談に対し、まずは相談を受けた職員がその人の話を聞きとり、悩みを受け止め、その窓口でできる支援を行います。必要に応じて、適切な相談窓口へ同行や電話により着実につながり、関連部署が連携して支援を行います。区民には、希望に応じて「橋渡しシート」を活用し、複数の相談先の担当者などへスムーズにつながり、切れ目のない支援を行います。 | 相談者の二重説明等による負担の軽減や複合的な支援により、自殺リスクの軽減につながる。 | 【関連事業】 (1)職員向けゲートキーパー養成講座の実施 1回 (2)適切な相談機関につなぐための自殺予防の手引きの検討を行った。 | B | 自殺予防の手引きは骨子までの検討となった。令和2年度に具体的な内容を検討し、橋渡しシートも作成する。 | 【関連事業】 (1)職員向けゲートキーパー養成講座の実施 (2)適切な相談機関につなぐための自殺予防の手引きの作成、周知 | A | ・全ての区職員にゲートキーパーの役割を理解してもらい取組が必要。 | (1)職員向けゲートキーパー養成講座の実施 (2)適切な相談機関につなぐための自殺予防の手引きの周知 (3)庁内報「やる気応援スィッチ」に自殺対策の記事を掲載し啓発 | A | 区職員にゲートキーパーの役割を理解してもらえるよう、継続した取組が必要である。 | (1)職員向けゲートキーパー養成講座の実施 (2)適切な相談機関につなぐための自殺予防の手引きの周知 | A | 区職員にゲートキーパーの役割を理解してもらえるよう、継続した取組が必要である。 | (1)職員向けゲートキーパー養成講座の実施 (2)適切な相談機関につなぐための自殺予防の手引きの作成、周知 | (1)職員向けゲートキーパー養成講座の実施 (2)適切な相談機関につなぐための自殺予防の手引きの周知 | 保健予防課 |
| 4 | P17 | イ | 自殺予防の手引きの作成 | 関係機関および支援者向けに、自殺リスクを抱える人を早期に発見し、気持ちを受け止め、適切な相談機関につなぐための手引きを作成します。 | 支援者の視点や相談先等を盛り込んだ手引きを作成することにより、自殺リスクのある人を見逃さない体制を整えとともに地域全体で自殺予防につなげる。 | ・手引きの検討(推進会議等で意見交換) | B | 自殺予防の手引きは骨子までの検討となった。令和2年度に具体的な内容を検討し、橋渡しシートも作成する。 | ・手引きの作成、周知 | A | ・手引きが活用されるよう周知が必要。 | 手引きの周知 庁内報「やる気応援スィッチ」にて区職員に周知 練馬区民生児童委員協議会にて周知 | A | 手引きを活用し、相談者に対する切れ目のない支援ができるよう、引き続き周知に取り組む必要がある。 | 手引きの周知 | A | 手引きを活用し、相談者に対する切れ目のない支援ができるよう、引き続き周知に取り組む必要がある。 | 手引きの作成、周知 | 手引きの周知 | 保健予防課 |
| 5 | P17 | ウ | 関係機関による連携の強化 | それぞれの支援策や役割を理解し、顔の見える関係づくりや情報交換を行えるよう、保健福祉相談機関連絡会、地域精神保健福祉関係者連絡会や地域包括支援センターの地域ケア会議等を活用して事例検討・研修等を実施します。 | 自殺リスクの高い人等の支援に係る情報を共有することにより、支援の質を高め自殺予防につなげる。 | ・高齢部門や保健相談所との事例検証会 ・4回実施 | A | 自殺を防止するため、事例検証や研修を行うなど広く支援機関に周知し、実行し、いける取り組みが必要。 | ・関係者会議で、それぞれの支援課題について情報交換や検討を実施した。 | A | 取組により目標達成されているか、指標がないため進捗管理等ができづらい。 | 関係者会議で、それぞれの支援課題について情報交換や検討を実施した。 | A | 取組により目標達成されているか、指標がないため進捗管理等ができづらい。 | 関係者会議で、それぞれの支援課題について情報交換や検討を実施した。また、個別事例の対応についても連携した。 | A | それぞれの機関の立場や取組み方の違いを活かしながら有機的に支援することが課題である。 | 関係者会議で、顔の見える関係を作り、それぞれの支援課題について情報交換や検討を実施する。 | 関係者会議で、顔の見える関係を作り、それぞれの支援課題について情報交換や検討を実施する。 | 保健予防課 保健相談所 |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+:計画以上に進んだ A:概ね計画どおり B:遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 | ページ | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | |
|-----------------------|-----|-----|----|-----------------------------|---|---|---|----|--|---|----|---|--|----|---|---|-----|---|------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| | | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 |
| 基本施策 (2) 自殺対策を支える人材育成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係機関、関連職種を対象とした研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | P18 | ア | | 支援者向けゲートキーパー養成講座 | 民生・児童委員に加え、ひとり親家庭や生活困窮者の相談員等、支援者向けのゲートキーパー養成講座を実施します。 | 地域に根ざして活動される方へゲートキーパーの役割等について広く周知することにより、地域において見守る体制の充実が図られ自殺予防につながる。 | ・1回/年 ・2月27日 ・対象:民生・児童委員等の支援者 ・参加者数:41名 | A | 相談員等、研修参加が難しい方には、研修資料やゲートキーパー手帳の配付等を検討する。 | ・コロナウイルス感染症拡大防止のため未開催 | B | 相談員等、研修参加が難しい方には、研修資料やゲートキーパー手帳の配付等を検討する。 感染対策を図った上での養成講座の実施方法を検討する必要がある。 | ・1回/年 (令和3年12月27日開催) ・対象:民生・児童委員等の支援者 ・参加者:25名 ・対面・オンライン併用で開催 | A | 相談員等、研修参加が難しい方には、研修資料やゲートキーパー手帳の配付等により制度の理解・周知を図る。 | ・1回/年 (令和4年12月6日開催) ・対象:民生・児童委員等の支援者 ・参加者:30名 ・対面・オンライン併用で開催 | A | 開催時期・開催曜日・周知方法・講座内容等を検討し、受講者を増やす仕組みづくりが必要である。 | ・1回/年 企業等関係者講座として、対面・オンライン併用で開催 | ・1回/年 企業等関係者講座として、対面・オンライン併用で開催 | 保健予防課 福祉部(管理課、生活福祉課) |
| 7 | P18 | イ | | 窓口業務等の職員向けゲートキーパー養成講座 | 保健福祉部門だけでなく、収納部門や教育部門などで窓口業務等に携わる職員を対象として、自殺に関する知識やうつ病等精神疾患への理解を深め、専門機関へつなぐゲートキーパー養成講座を実施します。 | 様々な悩みを抱えた方に対し「自殺のサインへの気づきや関連部署等へのつなぎ」を意識した対応が図れる。 | ・2回/年 (1)12月10日 対象:窓口業務等の職員 参加者数:49名 (2)1月14日 対象:教職員 参加者数:95名 | A | | ・2回/年 (1)2月18日 対象:窓口業務等の職員 参加者:18名 (2)1月12日 対象:教職員 参加者:100名 (リモート講座) | A | 多くの職員が参加できるよう、一部リモートを活用した講座の開催が必要 | ・2回/年 (1)2月28日 対象:窓口業務等の職員 参加者:20名 (2)6月22日 対象:教職員 参加者:98名 (オンラインでのみ開催) | A | 開催時期・開催曜日・周知方法・講座内容等を検討し、受講者を増やす仕組みづくりが必要である。 | ・2回/年 (1)令和4年6月21日 対象:教職員 参加者:104名 (2)令和5年2月21日 対象:窓口業務従事職員等 参加者:97名 | A | 開催時期・開催曜日・周知方法・講座内容等を検討し、受講者を増やす仕組みづくりが必要である。オンライン開催を検討し、より参加しやすい環境を整えていく。 | ・2回/年 | ・2回/年 | 保健予防課 区民部 教育振興部 こども家庭部 |
| 8 | P18 | ウ | | 事業所向けゲートキーパー養成講座 | 練馬産業連合会をはじめ業種別団体などと連携し、区内の事業所を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。 | 事業所内において問題を抱えている人のサインに気づき支援につなぐ人材を育成することで自殺予防につなげる。 | ・関係団体と検討 | B | 事業の趣旨、内容等について、事業者等に十分な理解を得られるような周知方法を、各種団体と連携して検討を行う必要がある。 | ・コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実施を見合わせた。 | B | ・コロナ禍において事業不振等経済問題を抱えた方への自殺予防対策は重要である。様々な施策の一つとして関係団体と連携し、ゲートキーパー養成講座を実施する必要がある。 | ・1回/年 (令和4年1月21日開催) 対象:産業経済関係者向け 参加者:32名 ・対面・オンライン併用で開催 産業経済団体の会報へのチラシの折込、業種別団体へのチラシの送付等により参加者を募集 | A | コロナ禍において事業不振等経済問題を抱えた方への自殺予防対策は重要である。様々な施策の一つとして関係団体と連携し、ゲートキーパー養成講座を実施する必要がある。 | ・2回/年 (1)令和5年1月17日 対象:事業者等 参加者:33名 (2)令和5年2月7日 対象:事業者等(産業経済関係者含む) 参加者:34名 それぞれ対面・オンライン併用で開催 | A | コロナ禍において事業不振等経済問題を抱えた方への自殺予防対策は重要である。様々な施策の一つとして関係団体と連携し、ゲートキーパー養成講座を実施する必要がある。 | ・1回/年 企業等関係者講座として、対面・オンライン併用で開催 | ・1回/年 企業等関係者講座として、対面・オンライン併用で開催 | 保健予防課 産業経済部 |
| 9 | P18 | エ | | 薬剤師向けゲートキーパー養成講座 | 練馬区薬剤師会と連携し、身体や心の不調を抱える人々に接する薬剤師を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。 | 地域に根ざして活動される薬剤師へゲートキーパーの役割等について広く周知することにより、地域において見守る体制の充実が図られ自殺予防につながる。 | ・1回/年 ・2月14日 ・対象:薬剤師向け ・参加者数:27名 | A | | ・コロナウイルス感染症拡大防止のため未開催 | B | 事業の趣旨、内容等について、薬剤師等に十分な理解を得られるような周知方法を、薬剤師会と連携して検討を行う必要がある。多くの方が参加できるよう、一部リモートを活用した講座の開催が必要。 | ・1回/年 (令和4年2月1日開催) ・対象:薬剤師等 ・参加者:38名 ・対面・オンライン併用で開催 | A | 事業の趣旨、内容等について、薬剤師等に十分な理解を得られるような周知方法を、薬剤師会と連携して検討を行う必要がある。 | ・2回/年 (1)令和5年1月17日 対象:事業者等(薬剤師含む) 参加者:33名 (2)令和5年2月7日 対象:事業者等(薬剤師含む) 参加者:34名 それぞれ対面・オンライン併用で開催 | A | 事業の趣旨、内容等について、薬剤師等に十分な理解を得られるような周知方法を、薬剤師会と連携して検討を行う必要がある。 | ・1回/年 企業等関係者講座として、対面・オンライン併用で開催 | ・1回/年 企業等関係者講座として、対面・オンライン併用で開催 | 保健予防課 |
| 10 | P18 | オ | | 介護サービス事業所向けゲートキーパー養成講座の周知 | 練馬介護人材育成・研修センターおよび練馬区介護サービス事業者連絡協議会と連携し、介護サービス事業所への周知を図り、ゲートキーパー養成講座の参加を促します。 | 地域に根ざして活動される介護サービス事業所職員へゲートキーパーの役割等について広く周知することにより、地域において見守る体制の充実が図られ自殺予防につながる。 | ・1回/年 ・12月23日 ・対象:介護サービス事業所向け ・参加者数:33名 | A | | ・コロナウイルス感染症拡大防止のため未開催 | B | 事業の趣旨、内容等について、十分な理解を得られるような周知方法を協議会と連携して検討を行う必要がある。多くの方が参加できるよう、一部リモートを活用した講座の開催が必要。 | ・1回/年 (令和3年7月27日開催) ・対象:介護・障害福祉サービス事業者に従事する職員 ・参加者:3名 練馬介護人材育成・研修センターは、令和3年4月より「練馬福祉人材育成・研修センター」へ名称変更した。 | A | 受講者数が少ないことが課題である。養成講座をオンラインでライブ配信し、受講しやすい環境を提供することで受講者数の増加を図る。 | ・1回/年 ・対象:介護・障害福祉サービス事業者に従事する職員 ・参加者:12名 | A | 受講者数が少ないことが課題である。集合型とオンライン配信の併用により受講しやすい環境の提供を継続する。 | 1回/年 | 1回/年 | 高齢社会対策課 |
| 11 | P18 | カ | | 障害福祉サービス事業所向けゲートキーパー養成講座の周知 | 練馬障害福祉人材育成・研修センターおよび練馬区障害福祉サービス事業者連絡協議会と連携し、障害福祉サービス事業所への周知を図り、ゲートキーパー養成講座の参加を促します。 | 地域に根ざして活動される障害福祉サービス事業所職員へゲートキーパーの役割等について広く周知することにより、地域において見守る体制の充実が図られ自殺予防につながる。 | 関係団体と検討 | B | 令和元年度は先行して介護事業者への周知を実施。令和2年度は障害福祉サービス事業者を対象とし、関係機関と連携して養成講座の周知を行う予定。 | 1回/年 | A | 事業の趣旨、内容等について、十分な理解を得られるような周知方法を協議会と連携して検討を行う必要がある。多くの方が参加できるよう、一部リモートを活用した講座の開催が必要 | 左記研修は、上記練馬福祉人材育成・研修センター(旧 練馬介護人材育成・研修センター)と合同で開催した。 | A | 練馬障害福祉人材育成・研修センターは、令和4年4月に練馬福祉人材育成・研修センターに統合された。 | A | | | | 障害者サービス調整担当課 | |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+:計画以上に進んだ A:概ね計画どおり B:遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 ページ | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | |
|---------------------|-----------|----|---------------------|---|--|--|----|--|---|--|---|--|--|---|--|--|--|--|---------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 |
| 区民を対象とした研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | P19 | ア | ゲートキーパー養成講座 | 子育てのひろばや学校応援団のスタッフ、青少年育成地区委員、町会・自治会、PTA等にも呼び掛けてゲートキーパー養成講座を実施し、地域で支援に協力できる人材を増やします。また、つながるカレッジねりま(福祉分野)のなかで、自殺対策やゲートキーパーの役割等について学べる授業を取り入れます。 | 地域に根ざして活動される団体へゲートキーパーの役割等について広く周知することにより、地域において見守る体制の充実が図られ自殺予防につながる。 | ・2回/年 ・対象：区民 (1)9月13日 参加者数：21名 (2)10月4日 参加者数：29名 | A | ・各団体への事業周知が十分でなかった。 ・令和元年度は地域福祉パワーアップカレッジねりまをリニューアルするため、中断していた。つながるカレッジねりま(福祉分野)としてリニューアルした令和2年度から実施予定。 | ・2回/年 ・対象：区民 (1)2月19日 参加者数：17名 (2)3月8日 参加者数：16名 ・つながるカレッジねりま(福祉分野)の受講生1年生および2年生に対し、ゲートキーパー養成講座をそれぞれ1回ずつ実施 令和3年2月4日 参加者数：2年生21名 令和3年3月9日 参加者数：1年生22名 | A | 事業の趣旨、内容等について、十分な理解を得られるような周知方法を各団体と連携して検討を行う必要がある。多くの方が参加できるよう、一部リモートを活用した講座の開催が必要。 | 区民対象 ・2回/年 (1)9月14日 参加者数：38名(オンラインでのみ開催) (2)2月28日 参加者数：84名(対面・オンライン併用で開催) 令和3年度のつながるカレッジねりま(福祉分野)受講生対象 ・令和5年1月17日 ・参加者数：34名 対面・オンライン併用で開催 区民向けゲートキーパー養成講座(動画視聴型)の配信 ・練馬区ホームページにて動画を公開 | A | 事業の趣旨、内容等について、十分な理解を得られるような周知方法を各団体と連携して検討を行う必要がある。 講座の内容について、受講生からの評価は高い。ゲートキーパーフォローアップ講座は、時間の関係上講座内で行えないため、区民向け講座を別途ご案内している。 動画へのアクセスしやすく、周知を進めていく。 | 区民対象 ・2回/年 対面・オンライン併用で開催 つながるカレッジねりま(福祉分野)受講生対象 ・1回/年 ・令和6年1月23日 区民向けゲートキーパー養成講座(動画視聴型)の配信 | 区民対象 ・2回/年 対面・オンライン併用で開催 つながるカレッジねりま(福祉分野)受講生対象 ・1回/年 区民向けゲートキーパー養成講座(動画視聴型)の配信 | 保健予防課 青少年課 福祉部管理課 子育て支援課 子ども家庭支援センター | | |
| 基本施策 (3) 区民への啓発と周知 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リーフレット等の作成と活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | P20 | ア | 相談窓口を周知するリーフレット等の作成 | 個々の状況にあわせた適切な支援につなげられるよう、様々な相談窓口を一覧できるリーフレットを作成します。リーフレットは区立施設や関係機関で配布するほか、医療機関・薬局や理容所・美容所などの生活関連施設にも配置を依頼します。また、区ホームページにも相談窓口がまとめて見られるページを作成します。 | 自殺やこころの健康について考える機会とすると同時に、適切な専門機関について知る機会とし、自殺予防につながる。 | 作成が年度末になったため、配布が一部の区立施設のみとなった。令和2年度に引き続きリーフレットの配布、配置を依頼する。 | A | ・「相談窓口一覧」や職員用「自殺予防対策の手引き」に掲載し、配布 | A | 個々の状況にあわせた適切な支援が行えるよう、相談窓口一覧の周知に継続して取り組む必要がある。 | 相談窓口案内の作成、発行 ・相談窓口案内(名刺サイズ)：2,000部 ・相談窓口案内(天のり冊子型)：200部 | A | 個々の状況にあわせた適切な支援が行えるよう、相談窓口一覧の周知に継続して取り組む必要がある。 | 相談窓口案内の作成、発行 ・相談窓口案内(名刺サイズ)：1,500部 | A | 個々の状況にあわせた適切な支援が行えるよう、相談窓口一覧の周知に継続して取り組む必要がある。 | 相談窓口案内の作成、発行 ・相談窓口案内(名刺サイズ)：1,500部 | 保健予防課 | |
| 14 | P20 | イ | SNS相談(東京都等)の周知 | 東京都が実施するSNS相談や民間団体が実施している相談窓口について、区ホームページや上記リーフレットへの掲載などにより周知を図ります。 | 自殺に追い込まれている人を適切な専門機関につなぎ、自殺リスクの軽減を図る。 | ・ホームページ、リーフレットへの情報掲載 | A | ・「相談窓口一覧」や相談先周知のカードを作成し配布 ・職員用「自殺予防対策の手引き」に掲載し、配布 | A | 個々の状況にあわせた適切な支援が行えるよう、相談窓口一覧の周知に継続して取り組む必要がある。 | ・区ホームページへの情報掲載 ・啓発用リーフレットの作成(3,000部) | A | 個々の状況にあわせた適切な支援が行えるよう、相談窓口一覧の周知に継続して取り組む必要がある。 | ・区ホームページへの情報掲載 ・啓発用リーフレットの作成(3,000部) | A | 個々の状況にあわせた適切な支援が行えるよう、相談窓口一覧の周知に継続して取り組む必要がある。 | ・区ホームページへの情報掲載 ・啓発用リーフレットの作成(3,000部) | 保健予防課 | |
| 区民向けの講演会やキャンペーン等の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | P20 | ア | 自殺防止キャンペーン | 9月の自殺予防週間にあわせて鉄道事業者と連携し、練馬区内の駅で自殺予防に関する普及啓発活動を実施します。また、3月の自殺対策強化月間にあわせて、区役所でのパネル展示や公設掲示板へのポスター掲示等を実施します。 | 自殺の現状や対策について広く周知を図るとともに、自殺について考える機会とし自殺予防につなげる。 | (1)【9月】 ・日時：9月11日 9～10時 ・自殺予防週間(9月10日～16日)にあわせて、西武鉄道と連携し実施 ・場所：西武池袋線練馬駅 (2)【3月】 ・区役所正面入口東側でパネル展示 ・懸垂幕の設置 | A | (1)【9月】 ・区役所2階通路でパネル展示 (2)【3月】 ・区役所正面入口東側でパネル展示 ・懸垂幕の設置 | A | ・コロナウイルス感染症拡大防止のため街頭でのリーフレット等の配布は中止した。 | (1)【9月】 区報に相談窓口等を掲載 (2)【3月】 ・区役所アトリウムでのパネル展示およびストレスチェック表・リーフレット等の啓発物品の配布 ・区役所アトリウムにて懸垂幕の掲出 ・区立施設でのメモ帳等の啓発物品の配布 ・区報に特集記事を掲載 ・区立施設および公設掲示板へのポスター掲示 | A | 時機に応じた自殺防止キャンペーン事業に、引き続き取り組む必要がある。 | (1)【9月】 ・令和4年9月13日(火)に東京都および鉄道事業者と連携し、西武鉄道練馬駅で自殺予防に関する普及啓発物品を配布 ・区報に特集記事を掲載 (2)【3月】 ・区役所でのパネル展示や区立施設および公設掲示板へのポスター掲示 ・区報に特集記事を掲載 | A | 時機に応じた自殺防止キャンペーン事業に、引き続き取り組む必要がある。 | (1)【9月】 ・東京都および鉄道事業者と連携し、自殺予防に関する普及啓発活動を実施 ・区報に特集記事を掲載 (2)【3月】 ・区役所でのパネル展示や区立施設および公設掲示板へのポスター掲示 ・区報に特集記事を掲載 | (1)【9月】 ・東京都および鉄道事業者と連携し、自殺予防に関する普及啓発活動を実施 ・区報に特集記事を掲載 (2)【3月】 ・区役所でのパネル展示や区立施設および公設掲示板へのポスター掲示 ・区報に特集記事を掲載 | 保健予防課 |
| 16 | P20 | イ | こころといのちの講演会 | 3月の自殺対策強化月間に、こころといのちに関する講演会を実施します。 | 自殺対策についての理解を促進する。早期に相談窓口につなげる。 | ・未開催 | B | ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年3月20日に予定していた講演会は開催中止とした。 | A | 継続実施 | 3月に講演会を予定していたが、コロナ感染症対策のため中止した。 | B | 継続して実施する。 | 3月に区民向け講演会を開催 講座名：「コロナ禍によるストレス-依存所によるリスクと予防-」 参加者：15名 | A | 区民が参加しやすいテーマ、日程の検討が必要。 | 3月に区民向け講演会を実施予定 | 3月に区民向け講演会を実施予定 | 保健相談所 |
| 17 | P20 | ウ | 区立図書館での図書展示 | 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間にあわせて、図書館でポスターの掲示や自殺防止に関連する図書を展示し、周知を図ります。 | ポスターの掲示やテーマ展示により、当事者及び周囲の方に対し、自殺予防や対策について理解を促す。 | ・1,2回/年 ・主に9月、3月実施 | A | ・2回/年 ・9月と3月に実施 | A | 各図書館において計画どおり実施した。 | ・2回/年 ・9月、3月に実施 | A | 各図書館において計画どおり実施した。 | ・1～2回/年 ・主に9月、3月に実施 | A | 各図書館において計画どおり実施した。 | ・1～2回/年 ・主に9月、3月に実施 | ・1～2回/年 ・主に9月、3月に実施 | 光が丘図書館 |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+ : 計画以上に進んだ A : 概ね計画どおり B : 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 ページ | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | |
|-------------------------------|-----------|----|------------------|---|--|---|----|--|--|----|---|--|----|---|---|-----|--|---|---|-----------------------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 |
| 多様な媒体を活用した啓発(区報、区ホームページ、SNS等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | P20 | ア | 区報・区ホームページ等による周知 | 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に、区報や区ホームページ等に自殺予防に関して理解を深めていただく啓発記事や相談窓口を掲載し、周知を図ります。 | 自殺やこころの健康について考える機会とすると同時に、適切な専門機関について知る機会とし、自殺予防につなげる。 | ・区報やHP等でキャンペーンの実施および相談窓口一覧を掲載する。 | A | | ・区報やホームページ等でキャンペーンの実施および相談窓口一覧を更新する。 【保健相談所】 こころの相談等の周知をホームページ、区報で行った。 | A | 自殺対策をテーマにした区ホームページの充実が必要。 | ・区報、区ホームページでこころの相談等の周知 ・自殺対策をテーマにした区ホームページの充実 | A | 掲載する時の時勢にあった内容の広報を検討する。 (コロナ禍の自殺など) ・区ホームページへアクセスしやすい環境の整備が必要 | ・区報、区ホームページでこころの相談等の周知 ・自殺対策をテーマにした区ホームページの充実(こころの健康の保ちかたに関するコラムの掲載) ・二次元バーコード等の付与による、アクセス環境の整備 | A | 掲載する時の時勢にあった内容の広報を検討する。 (コロナ禍や芸能人の自殺など) ・区ホームページへアクセスしやすい環境の整備が必要 | ・区報、区ホームページでこころの相談等の周知 ・自殺対策をテーマにした区ホームページの充実(こころの健康の保ちかたに関するコラムの掲載) ・二次元バーコード等の付与による、アクセス環境の整備 | ・区報、区ホームページでこころの相談等の周知 ・自殺対策をテーマにした区ホームページの充実(こころの健康の保ちかたに関するコラムの掲載) ・二次元バーコード等の付与による、アクセス環境の整備 | 保健予防課 保健相談所 広報課 |
| 19 | P21 | イ | 「わたしの便利帳」への掲載 | 「わたしの便利帳」に、生きるための支援に関する相談窓口を掲載し、周知を図ります。 | 自殺やこころの健康について考える機会とすると同時に、適切な専門機関について知る機会とし、自殺予防につなげる。 | ・生きるための支援に関する相談窓口を掲載し、周知する。 | A | | ・生きるための支援に関する相談窓口を掲載し、周知する。 | A | 自殺関連の相談窓口の掲載について検討。 | 生きるための支援に関する相談窓口を掲載し、周知する。 | A | 令和4年度更新版に新たに自殺関連の相談窓口を掲載予定である。 | こころの健康に関する相談、夜間の相談、自殺関連の相談の窓口を掲載 | A | 新たに自殺関連の相談窓口を掲載した。掲載内容について、引き続き見直しを図る。 | こころの健康に関する相談、夜間の相談、自殺関連の相談の窓口を掲載 | こころの健康に関する相談、夜間の相談、自殺関連の相談の窓口を掲載 | 保健予防課 保健相談所 広報課 |
| 20 | P21 | ウ | ねりまちてくてくサブリによる周知 | 区民の健康づくりを応援するためのスマートフォンアプリを活用し、ゲートキーパー養成講座やこころの健康づくりに関することを周知します。 | 自殺やこころの健康について考える機会とすると同時に、適切な専門機関について知る機会とし、自殺予防につなげる。 | ・各所管が掲載するための環境整備(アカウント発行等) ・ねりまちてくてくサブリへ講座情報や健康づくりについて掲載 | A | ・ねりまちてくてくサブリへのゲートキーパー養成講座やこころの健康づくりに関する掲載が十分でなかった。 | ・各所管が掲載するための環境整備(アカウント発行等) 全庁20課 200名にアプリCMS操作権限付与 ・ねりまちてくてくサブリへ講座情報や健康づくりについて掲載 令和2年度 睡眠に関するコラム(6回) がんに関するコラム(2回) 歯科に関するコラム(22回) ・保健相談所から情報発信はしなかった | A | ・こころの健康に関する情報提供を行う ・保健相談所においてもサブリの活用について検討が必要。 | ・各所管が掲載するための環境整備(アカウント発行等) 全庁20課 183名にアプリCMS操作権限付与 ・講座情報や健康づくりについて掲載 令和3年度 睡眠に関するコラム(3回) がんに関するコラム(1回) ・保健相談所では、「ねりまちてくてくサブリ」の活用周知を積極的に実施していなかった。 | A | ・こころの健康に関する情報提供を行う。 ・保健相談所における「ねりまちてくてくサブリ」の活用を検討する。 | ・各所管が掲載するための環境整備(アカウント発行等) ・講座情報や健康づくりについて掲載 ・こころの健康に関する情報の掲載 ・保健相談所において「ねりまちてくてくサブリ」の活用を検討 | A | こころの健康に関する情報提供を行う ・各所管が掲載するための環境整備(アカウント発行等) ・講座情報や健康づくりについて掲載 ・こころの健康に関する情報の掲載 | ・各所管が掲載するための環境整備(アカウント発行等) ・講座情報や健康づくりについて掲載 ・こころの健康に関する情報の掲載 | 保健予防課 保健相談所 健康推進課 | |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+ : 計画以上に進んだ A : 概ね計画どおり B : 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 | 策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | | |
|------------------------|-----|---|------------------------------------|---|--|--|----|-------------------------------------|---|----|---|--|---|------------------|--|--|---|---|---|---|----------------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 | |
| こころの悩みを抱えた方への相談支援体制の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | P21 | ア | 精神保健相談、酒害・家族相談、うつ相談 | 精神科医師による相談や保健師による相談を実施し、必要な関係機関につなぎ、継続して支援を行います。また、家族会の開催等により、家族への支援も行います。 | 当事者および家族の自殺リスクを軽減する。 | ・精神科医師による相談(実施)152回/6保健相談所 | A | | ・精神科医師による相談(実施)152回/6保健相談所 | A | 継続実施 | 精神科医師による相談151回/6保健相談所 | A | 継続して実施する。 | 精神科医師による相談を6保健相談所にて151回実施 | A | 区報、HPにて周知し、予約制で実施。医療動員や対応について伝えている。 | 精神科医師による相談を6保健相談所にて実施 | 精神科医師による相談を6保健相談所にて実施 | 保健相談所 | |
| 22 | P21 | イ | アウトリーチ(訪問支援)事業 | 自ら受診や相談のできない方と家族に対して、精神保健福祉士や保健師など多職種が連携して訪問支援を実施し、必要な医療やサービスにつなげていきます。 | 適切な治療やサービスにつなげ自殺リスクを軽減する。 | ・精神科医師による訪問支援12回/6保健相談所 ・地域精神保健相談員による訪問支援4名体制 ・アウトリーチ事業に係る職種向け事例検討会2回/6保健相談所 | B | 地域精神保健相談員の配置が、欠員1名が生じて8月まで3名体制となった。 | ・精神科医師による訪問支援12回/6保健相談所 ・地域精神保健相談員8名配置 ・アウトリーチ事業に係る職種向け事例検討会2回/6保健相談所 | A | 継続実施 | ・精神科医師による訪問支援11回/6保健相談所 ・地域精神保健相談員8名による訪問支援842回 ・アウトリーチ事業に係る事例検討会2回/6保健相談所 | A | 継続して実施する。 | ・精神科医師による訪問支援12回/6保健相談所 ・地域精神保健相談員8名による訪問支援863回 ・アウトリーチ事業に係る事例検討会2回/6保健相談所 | A | ひきこもり等、すぐに解決に至るケースは少ないが、本人や家族が孤立しないよう関係機関と連携した継続支援が必要である。 | ・精神科医師・地域精神保健相談員・保健師による訪問支援 ・アウトリーチ事業に係る事例検討会の実施 | ・精神科医師・地域精神保健相談員・保健師による訪問支援 ・アウトリーチ事業に係る事例検討会の実施 | 保健相談所 | |
| 23 | P21 | ウ | ストレスチェック表の活用 | 区が作成したストレスチェック表を用いて、区民自身が自分の心の状態に関心を持ち、うつ病などを早期発見できるように周知します。 | 自身や身近な人のこころの健康について考える機会とし、自殺予防につなげる。 | ・自殺防止キャンペーンや講座等でストレスチェック表を配布し、活用してもらえよう促す。 | A | 講演会等で配布して周知を図った。 | ・自殺防止キャンペーンや講座等でストレスチェック表を配布し、活用してもらえよう促す。 | A | 保健相談所での配布、区ホームページでの周知以外方法を広げられなかった | B | 個人がメンタルヘルスを意識するきっかけとして、ストレスチェック表を活用できるよう、周知方法の検討を行った。 | B | 保健相談所での配布、区ホームページでの周知以外方法を広げられなかった。 | ・個人がメンタルヘルスを意識するきっかけとして、ストレスチェック表を活用できるよう、HP等での周知を実施。 ・自殺防止キャンペーンでストレスチェック表を配布。 | A | 区民が活用しやすいような内容の検討が必要 | 継続実施 | 継続実施 | 保健相談所 保健予防課 |
| 24 | P21 | エ | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置 | 健康・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進める仕組みを作っていきます。 | 自殺に追い込まれることは誰にでも起こり得るため、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを関係機関と検討し、自殺予防につながる仕組みづくりに取り組みます。 | ・地域包括ケアシステム・地域移行部会(協議の場)2回 10月と2月 | A | | 地域包括ケアシステム構築に向けた協議会の実施。3回/年 ・区内病院の長期入院者の実態調査を実施。 | A | ・長期入院者が退院し再び地域生活が送れるよう、課題の共有、必要な資源について検討を行う。 | A | ・地域包括ケアシステム構築に向けた協議会の実施3回/年 ・区内病院の長期入院者の追加調査及び退院支援の実施。 | A | 長期入院者が退院し再び地域生活が送れるよう、課題の共有、必要な資源について検討を行う。 | ・地域包括ケアシステム構築に向けた協議会を3回実施。 ・区内病院の長期入院者の調査から見えてきた課題の整理のための関係者会議を2回実施 | A | ・地域包括ケアシステム構築に向けた協議会で地域の課題や取組について共有していく。 ・区内医療機関で構成した関係者会議を開催。今後地域移行に向けて、医療機関スタッフに向けた情報提供を行っていく。 | ・地域包括ケアシステム構築に向けた協議会の実施 ・医療機関に向けた地域移行のための支援の実施 | ・地域包括ケアシステム構築に向けた協議会の実施 ・医療機関に向けた地域移行のための支援の実施 | 保健相談所 |
| 25 | P21 | オ | 居場所マップの作成 | 精神障害者等の方々地域社会とつながることができる区内の居場所の情報をまとめたマップを作成し、配布します。 | 地域社会から孤立している状況は自殺のリスクを高めるため、地域の関係機関や団体等と連携して利用できる区内の居場所について情報収集を行い、地域とのつながりが持てる場所の発信に取り組みます。 | ・居場所の情報収集 ・発信PTを立ち上げ、検討をはじめた。 | A | 居場所マップは令和3年度に作成予定。情報収集・検討を引き続き行う。 | ・情報収集・検討。区民と協働し、居場所マップを作成予定であったが、コロナ感染予防のため事業実施を翌年度に延期する。 | B | ・地域で安心して生活するためには、当事者向けの居場所発信とともに、地域住民への理解を進めていく必要がある。 | A | 地域理解を深めるためのリーフレット、および今年度作成する居場所マップの活用方法や周知方法の検討が必要である。 | A | 地域理解を深めるためのリーフレット、および今年度作成する居場所マップの活用方法や周知方法の検討が必要である。 | ・地域理解を深めるためのリーフレット「こころの病気の理解のために」2000冊を民生委員やコンビニ、薬局等に配布。 ・居場所マップの作成 | A | 直接の支援者ではない区民の多くに理解を求めると配布先を検討した。今後も活用方法を検討したい。 | ・居場所マップの配布 | 地域理解パンフレット、居場所マップの有効活用していく。 | 保健相談所 |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+: 計画以上に進んだ A: 概ね計画どおり B: 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 A+ | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | | |
|-------------------------|----------|----|----------------------------------|---|--|--|----|--|---|---|--|---|---|---|--|---|---|---|---|-----------------------|---------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 | |
| 基本施策 (4) 生きることの促進要因への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域における居場所づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | P22 | ア | 地区区民館 | 地区区民館は、乳幼児から高齢者まで利用できる地域施設です。児童館機能や敬老館機能とともに、地域のつながりづくりのきっかけとなる地域住民の相互交流や自主的活動の場を提供します。 | 幅広い世代に向けた事業を年間を通して開催し、地域住民同士の相互交流を深め、地域におけるつながりをつくっていくことができる。また、趣味などの自主的活動の場を提供することで、日常生活の充実につなげていく。 | ・各地区区民館において事業を実施する | A | | ・各地区区民館において事業を実施する | B | ・新型コロナウイルス感染症拡大防止により事業中止となるが多かった。今後も状況を見ながら各館で事業を実施していく。 | 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見ながら、各館で事業を実施した。 | B | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事業が中止となるが多かった。今後も状況を見ながら各館で事業を実施していく。 | 新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を考慮しつつ、開催にあたり感染防止を図り工夫しながら、各館で事業を実施した。 | A | 概ね事業を実施することができた。 | 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮しつつ、開催にあたり感染防止を図り工夫しながら、各館で事業を実施していく。 | 各地区区民館において事業を実施する。 | 地域振興課 | |
| 27 | P22 | イ | 街かどケアカフェ | 区立施設や地域サロンに設置する街かどケアカフェのほか、コンビニのイトインスペースや薬局の待合室などを活用した出張型街かどケアカフェにおいて、高齢者の介護予防・健康づくりのための事業を実施します。あわせて、高齢者をはじめとする地域住民の交流の場を提供し、安心して地域で暮らせるよう支援します。 | 高齢者や家族をはじめ、地域住民が気軽に立ち寄り、交流できる場を設けることで、日常生活の悩みごとや困りごとを抱え込み、孤立するのを予防する。 | ・常設型：2か所開設準備(計3か所) ・地域サロン型：7か所増(計20か所) ・出張型：充実 | A | | ・常設型：計4か所 ・地域サロン型：計21か所 ・出張型：実施 | B | ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、地域サロン団体の活動が休止となり、予定していた3団体との協定が締結できない状況となった。 ・今後は、コロナ禍でも活動可能な地域サロンとの協定締結を進めていく。 | ・常設型：計5か所 ・地域サロン型：25か所 ・出張型：実施 | A | 常設型は、令和3年4月に1か所開設し、地域サロン型は、新規に4団体と協定を締結した。その一方で、地域サロン型は休止を余儀なくされている団体もあるため、活動再開に向けて区が支援できることがあるか、検討が必要である。 | ・常設型：計5か所 ・地域サロン型：28か所 ・出張型：実施 | A | 常設型は、令和5年4月開設の常設型の開設準備を行った。地域サロン型は、新しく5つの団体と協定を締結した。一方で、コロナ感染症の影響等で、協定の終了となった団体もあった。 | ・常設型：計6か所 ・地域サロン型：31か所 ・出張型：実施 | ・常設型：計6か所 ・地域サロン型：未定 ・出張型：実施 | 高齢者支援課 | |
| 28 | P22 | ウ | はつらつセンター、敬老館 | 健康づくりやレクリエーション等の事業や活動の場を提供することで、高齢者の交流や社会参加を促進します。 | 事業への参加などを通じて、健康増進・社会参加・いきがいづくりを促進し、自殺リスクの低減につなげる。 | はつらつセンター【4所】 222事業/年 敬老館【12館】 417事業/年 | A+ | はつらつセンター、敬老館ともに、計画数を上回った。 | はつらつセンター【4所】 123事業/年 敬老館【12館】 288事業/年 | B | ・新型コロナウイルス感染症対策による休館、定員制限等により計画を下回った。 | はつらつセンター【4所】 185事業/年 敬老館【11館】(うち1館休館中) 314事業/年 | A+ | 新型コロナウイルス感染症の影響下でも、人数制限や、オンラインツールを活用して事業を行ったことで計画を上回った。 | はつらつセンター【4所】 265事業/年 敬老館【11館】(うち1館休館中)347事業/年 | A | フレイル予防オンライン講座やスマホ教室、相談会等高齢者のデジタル活用支援事業を行った。 | はつらつセンター【4所】 265事業/年 敬老館【10館】320事業/年 | 敬老館【10館】320事業/年 | 敬老館【10館】320事業/年 | 高齢社会対策課 |
| 29 | P22 | エ | 子育てのひろば 学童クラブ室活用型子育て支援事業(通称にこにこ) | 0-3歳の乳幼児とその保護者などを対象として、子育ての相談を行うとともに、情報交換や親同士の仲間づくりの場を提供します。 | 【練馬子ども家庭支援センター】 子育て中の保護者同士が自由に交流できる場を提供することで、育児の孤立化を予防する。また、子育てに関する相談にも対応している。 【子育て支援課】 保護者の相談の場としてだけでなく、地域での仲間づくりのきっかけや安心して過ごせる居場所づくりにつなげる。 | 【練馬子ども家庭支援センター】 子育てのひろば 27か所(公設11か所、民設16か所) 【子育て支援課】 ・学童クラブ室76施設で実施 | A | 元年度は計画通り1か所増設したが、年度末に既存施設が1か所閉室した。安定運営が可能な体制の整備が課題。 | 【練馬子ども家庭支援センター】 子育てのひろば 27か所(公設11か所、民設16か所) 【子育て支援課】 ・学童クラブ室75施設で実施 | A | ・2年度は計画通り1か所増設したが、年度末に既存施設が1か所閉室した。安定運営が可能な体制の整備が課題。 | 【練馬子ども家庭支援センター】 子育てのひろば 26か所(公設11か所、民設15か所) 【子育て支援課】 学童クラブ室74施設で実施 | A | 【練馬子ども家庭支援センター】 子育てのひろば、26か所(公設11か所、民設15か所) 【子育て支援課】 学童クラブ室72施設で実施 | 【子ども家庭支援センター】 子育てのひろば、26か所(公設11か所、民設15か所) 【子育て支援課】 学童クラブ室72施設で実施 | A | 【子ども家庭支援センター】 ・新規1施設を開設した。 【子育て支援課】 継続して実施する。 | 【子ども家庭支援センター】 新規開設を検討 【子育て支援課】 学童クラブ室71施設で実施 | 【子ども家庭支援センター】 新規開設を検討 【子育て支援課】 学童クラブ室で実施 | 子ども家庭支援センター 子育て支援課 | |
| 30 | P22 | オ | 学校応援団ひろば事業、ねりっこクラブ | 構成員に青少年委員や児童委員、PTAが含まれる地域のボランティア組織である学校応援団の協力を得ながら、悩みを抱える子どもたちを見守り、安心して過ごせる居場所を提供します。 | ・事業を通じて、日頃の見守りから子どもや保護者の状況把握を行う機会が多くなり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ・事業委託団体スタッフおよび委託事業者に、子どもの支援に関わる研修を受講してもらうことで、問題を抱えていると見受けられる子どもがいた場合は、適切な対応が取れるようになる可能性がある。 | 【学校応援団ひろば事業】(子育て支援課) 46校にて実施 【研修】 ・8回/年 ・6-11月実施 ・対象：応援団理事、事務局、ひろばスタッフ、開放指導員、ねりっこクラブスタッフ ・定員60名程度 【ねりっこクラブ】(こども施策企画課) 19校にて実施 練馬区自殺対策計画が策定されたことを従事スタッフへ周知する。 ゲートキーパー養成講座等、関連する研修がある場合は受講を呼びかけ、受講後はスタッフ間での情報共有を働きかける。 | A | 【学校応援団ひろば事業】38校 【研修】 (1)対面式研修 ・1回/年 ・9月実施 ・対象：応援団理事、事務局、ひろばスタッフ、開放指導員、ねりっこクラブスタッフ ・定員60名程度 (2)DVD研修 ・1回/年 ・11-12月実施 ・対象：応援団理事、事務局、ひろばスタッフ、開放指導員、ねりっこクラブスタッフ ・各校4枚貸出 【ねりっこクラブ】 27校 | A | 【学校応援団ひろば事業】28校 【研修】 ・2回/年 ・10-11月実施 ・対象：応援団理事、事務局、ひろばスタッフ、開放指導員、ねりっこクラブスタッフ ・定員60名程度 【ねりっこクラブ】 37校 【研修】 予定通り実施した。 | A | 【学校応援団ひろば事業】28校 【研修】 ・2回/年 ・10-11月実施 ・対象：応援団理事、事務局、ひろばスタッフ、開放指導員、ねりっこクラブスタッフ ・定員60名程度 【ねりっこクラブ】 37校 【研修】 予定通り実施した。 | A | 【学校応援団ひろば事業】20校 【研修】 ・4回/年 ・9-2月実施 ・対象：応援団理事、事務局、ひろばスタッフ、開放指導員、ねりっこクラブスタッフ ・定員60名程度 【ねりっこクラブ】 45校 【研修】 予定通り実施した。 | 【学校応援団ひろば事業】13校 【研修】 ・4回/年 ・4-3月実施 ・対象：応援団理事、事務局、ひろばスタッフ、開放指導員、ねりっこクラブスタッフ ・定員60名程度 【ねりっこクラブ】 52校 | 【学校応援団ひろば事業】6校 【研修】 ・4回/年 ・4-3月実施 ・対象：応援団理事、事務局、ひろばスタッフ、開放指導員、ねりっこクラブスタッフ ・定員60名程度 【ねりっこクラブ】 59校 | 【学校応援団ひろば事業】6校 【研修】 ・4回/年 ・4-3月実施 ・対象：応援団理事、事務局、ひろばスタッフ、開放指導員、ねりっこクラブスタッフ ・定員60名程度 【ねりっこクラブ】 59校 | 子育て支援課 | | | |
| 31 | P23 | カ | 練馬子どもカフェ | 民間カフェ等と協働し、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供します。地域の保育士や幼稚園教諭等が子育て講座や育児相談等を実施し、家庭で子育てをする保護者を支援します。 | ・子育てに関する相談を受けることで、育児に関する不安を和らげる。 ・保護者同士の交流の場となることで孤立を防止し、リラックスの場となり得る。 ・専門的相談を必要とする保護者に区の機関(子ども家庭支援センター等)の情報提供を行う。 | ・実施規模：3か所 1-2回程度/月 ・対象：主に区内在住の在宅子育て世帯の未就学児および保護者 ・定員：各回につき親子5組程度 | A | ・計画どおりに実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月に予定していた回は開催中止とした。 | ・1-2回程度/月×5カ所 ・対象：主に区内在住の在宅子育て世帯の未就学児および保護者 ・定員：各回につき親子5-10組程度 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月-6月および令和3年1月-3月21日は開催を中止した。再開にあたり規模縮小等感染症対策を実施。 ・開催規模を縮小を受け、令和2年9月からオンライン版を開始。 | A | ・1-2回程度/月5カ所 ・対象：主に区内在住の在宅子育て世帯の未就学児および保護者 ・定員：各回につき親子5-10組程度 | A | 計画通りに実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各回の定員を3-5組に縮小した。 | 1-2回程度/月7カ所 A | ・カフェの開催について、会社の感染拡大防止方針により、実施できなかった店舗があった。 ・店舗による自主的な子育て支援の講座の取り組みを試行し、R5年度は本格的に実施する。 ・1店舗拡大予定 | 1-2回程度/月8カ所 | 未定 | 子ども施策企画課 | | | |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+：計画以上に進んだ A：概ね計画どおり B：遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 ページ | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | |
|----|-----------|----|--------------------|--|---|---|----|----------------------------------|---|----|--|---|----|---|---|-----|--|---|-----------------------------------|----------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 |
| 32 | P23 | キ | 児童館(中高生居場所づくり事業等) | 様々な遊びの提供や乳幼児と保護者、小学生、中高生等の各世代に向けた事業を行うなかで、子どもや保護者の悩みを受け止め、子どもの健やかな成長と子育てを支援します。 | 各世代に向けた事業を通じて、悩みを抱える子どもや保護者の状況を把握するとともに、地域での交流や安心して過ごせる居場所づくりにつなげる。 | ・児童館17館で実施 ・中高生居場所づくり事業の実施 | A | | ・児童館17館で実施 ・中高生居場所づくり事業の実施 | A | — | ・児童館17館で実施 ・中高生居場所づくり事業の実施 | A | — | ・児童館17館で実施 ・中高生居場所づくり事業の実施 | A | 中高生居場所づくり事業を周知し、利用者の拡充につなげる。 | ・児童館17館で実施 ・中高生居場所づくり事業の実施 | ・児童館17館で実施 ・中高生居場所づくり事業の実施 | 子育て支援課 |
| 33 | P23 | ク | 障害者地域生活支援センター | オープンスペースや各種プログラムの提供、生活上の相談などを行うことで、障害のある方やその家族が地域で孤立せず、安心して生活を送ることができるよう関係機関と連携して支援します。 | 来所相談や電話相談、プログラム実施など、様々な場面において利用者に寄り添うとともに、課題の早期発見、適切な支援につなげていく。 | ・すべての障害に対応し、障害特性に応じた支援の実施。 ・相談支援事業 ・地域活動支援センター型事業 | A | | ・すべての障害に対応し、障害特性に応じた支援の実施。 ・相談支援事業 ・地域活動支援センター型事業 | A | ・コロナ禍において、外出できなくなった障害者の安否確認等を行う在宅障害者等訪問支援事業を実施した。 | ・すべての障害に対応し、障害特性に応じた支援の実施。 ・相談支援事業 ・地域活動支援センター型事業 | A | コロナ禍でも、相談事業は中止することなく実施した。 | ・すべての障害に対応し、障害特性に応じた支援の実施。 ・相談支援事業 ・地域活動支援センター型事業 | A | コロナ禍においても、相談支援事業や地域性津支援センターを止めることなく実施した。 | ・すべての障害に対応し、障害特性に応じた支援の実施。 ・相談支援事業 ・地域活動支援センター型事業 | 同左 | 障害者施策推進課 |
| 34 | P23 | ケ | 練馬区社会福祉協議会による地域づくり | 練馬区社会福祉協議会は、課題を抱えている方が地域で孤立しないよう、地域の住民や活動団体が進める見守りや助け合いなどの小地域福祉活動を支援し、地域のつながりの充実を図ります。 | 小地域福祉活動を支援し、地域のつながりの充実を図ることにより、課題を抱えている方が地域で孤立しないようにする。 | 随時 | A | | 随時 | A | 地域福祉コーディネーターを配置し、同じ地域に住む住民が、お互いを思いやり、支え合い、見守り合える街になるよう、地域福祉の基盤づくりを進めている。 | 地域福祉コーディネーターを配置し、同じ地域に住む住民が、お互いを思いやり、支え合い、見守り合える街になるよう、地域福祉の基盤づくりを推進した。 | A | 住民、団体、民生・児童委員、関係機関等と連携し、地域課題や生活相談について共有し、解決に向けた様々な取り組みや仕組みづくりを行う。 | 地域福祉コーディネーターを配置し、同じ地域に住む住民が、お互いを思いやり、支え合い、見守り合える街になるよう、地域福祉の基盤づくりを推進する。 | A | 住民、団体、民生児童委員、関係機関等と連携し、地域課題や生活相談について共有し、解決に向けた様々な取り組みや仕組みづくりを行う。 | 地域福祉コーディネーターを配置し、同じ地域に住む住民が、お互いを思いやり、支え合い、見守り合える街になるよう、地域福祉の基盤づくりを推進する。 | 同左 | 福祉部管理課 |
| 35 | P23 | コ | 民間団体の活動との連携 | 子ども食堂や相談情報ひろばなど、区内では民間団体により、地域の中で様々な居場所づくりに関連する活動が活発に行われています。こうした民間団体の活動とも連携して、困難を抱える人を支援につなげます。 | 民間団体の活動と連携を図り、関係部署につなげられるような相談体制をとり、区が把握できていない情報を得ることで、困難を抱える人を支援につなげる。 | ・子ども食堂連絡会の開催1回 ・相談情報ひろばとの連携随時 | B | 子ども食堂連絡会については、案件の関係により1回の開催となった。 | ・子ども食堂連絡会の開催年2回 ・相談情報ひろばとの連携随時 | B | 子ども食堂連絡会については、コロナウイルス感染症の影響により、書面開催となった。 | ・子ども食堂連絡会の開催年2回(対面1回、書面1回) ・相談情報ひろばとの連携随時 | A | 子ども食堂連絡会については、コロナウイルス感染症の影響を鑑みて、年2回開催のうち1回を書面開催とした。 | ・子ども食堂連絡会の開催年2回 ・相談情報ひろばとの連携随時 | A | 子ども食堂連絡会を対面で2回行った。 子ども食堂MAP掲載団体が、17団体から35団体に増えた。 | ・子ども食堂連絡会の開催年2回 ・相談情報ひろばとの連携随時 | ・子ども食堂連絡会の開催年2回 ・相談情報ひろばとの連携随時 | 協働推進課 |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+ : 計画以上に進んだ A : 概ね計画どおり B : 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 | 策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の観点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | | |
|----------------------------|-----|---|----------------------------------|---|--|---|--------|--|---|----------------------------------|---|---|---|--|--|---|--|--|---|---|----------------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 | |
| 自殺未遂者への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 36 | P23 | ア | 支援機関の専門職員に対する研修会の実施 | 保健、福祉、子育て、介護等に関する支援機関の専門職員に対して、自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援等についての研修会を実施し、支援力の向上と連携強化を図ります。 | 自殺リスクのある区民に対して関わることの多い職員を対象に、その支援や対応スキルを向上させる研修を実施することで自殺予防につなげる。 | ・支援機関の専門職員向け研修 1回 | A | 保健相談所や高齢者支援機関職員を対象にアルコール関連での自殺問題について研修を行った。 | コロナ感染症発生による対策のため、研修会を中止した。 | B | 感染予防対策を講じながら実施する。 | 1回/年 | A | 実施対象やテーマの設定方法の検討が必要である。 | 1回/年 地域の支援者を対象に「命を守る支援」～私運、地域関係者にできること～研修会を実施 | A | 自殺予防のためのテーマや参加者の検討が必要。 | 1回/年 相談スキル向上のため保健師向けに専門相談員による研修を実施する。 | 1回/年 相談スキル向上のため保健師向けに専門相談員による研修を実施する。 | 保健相談所 | |
| 37 | P23 | イ | こころといのちのサポートネット(東京都)と保健相談所の連携強化 | こころといのちのサポートネット(東京都)は、救急医療機関等に搬送された自殺未遂者等を精神科医療や地域の支援につなぐ相談調整窓口を設置するなど、自殺未遂者の支援体制を構築しています。こころといのちのサポートネットと保健相談所の連絡会などを開催して連携を強化し、自殺未遂者を支援します。 | こころといのちのサポートネット(東京都)との連携強化を図ることにより、未遂者支援に対応するための保健相談所職員のスキル向上と、自殺未遂者に対する支援の強化につなげる。 | 支援者向け研修 1回 ・こころといのちのサポートネット(東京都)と連携し、自殺未遂者支援としての講演会を開催者向けに開催する。 | A | | ・こころといのちのサポートネット(東京都)と保健相談所の連携と支援体制の強化に向けて継続的に取り組む。 ・個別ケースにおいて、こころといのちのサポートネットと連携して相談支援を行った。 | A | お互いの機関の役割を確認し、連携を深めるため会議等を継続する。 | ・連携会議の開催はなし。 ・個別ケースでの連携を行った。 | B | 連携強化の方法を検討していく。 | 1月に連携会議を開催し、サポートネットの役割や連携について確認できた。また、電話相談での具体的な対応について講義を受けた。 | A | お互いの役割を理解しながら連携して支援を行う。 | 年1回の連絡会および個別ケースの支援において連携 | 年1回の連絡会および個別ケースの支援において連携 | 保健相談所 | |
| 38 | P24 | ウ | 医療機関との連携強化 | 自殺未遂者に関する相談機関の情報をまとめたリーフレットを救急病院等に配布し、相談先の周知を図ります。また、医療機関等から連絡を受けた場合は、関係機関と連携し、自殺未遂者への支援を行います。 | 自殺未遂者の状況に応じた区の支援機関の情報をまとめたリーフレットを作成し、医療機関との連携、保健相談所との連携の検討を行い、自殺未遂者に対する支援の強化につなげる。 | ・リーフレット検討、作成(配布と情報発信) | A | リーフレットは作成したが、医療機関への配置依頼は令和2年度に行う。 | 個別ケースでは、医療機関と連携しながら支援を実施したが、組織的な連携までには至らなかった。 | B | 地域の相談窓口が必要に応じて、医療機関に繋がることのできるような医療機関との連携体制が必要。 | 個別ケースでは、医療機関と連携しながら支援を実施したが、組織的な連携までには至らなかった。 | B | 医療機関との連携体制等を検討していく。 | 地域の医療機関を訪問して、区の支援機関情報をまとめたリーフレットを配布し、相談先の周知を図るとともに、連携強化を依頼した。 | A | 継続実施 | 継続実施 | 継続実施 | 保健相談所 保健予防課 | |
| 遺された人への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 39 | P24 | ア | 自死遺族への情報提供 | 大切な人を亡くされた方へNPO法人の電話相談窓口等の情報を提供します。 | 適切な相談窓口へつなぎ、自殺リスクの軽減を図る。 | ・ホームページ等を通じて、大切な人を亡くされた方向けの相談窓口の周知を図る | A | 自殺対策のホームページの構成、関連リンクについて、より分かり易く表示する必要がある。 | ・「相談窓口一覧」や都作成パンフレットの配布。 ・職員用「自殺予防対策の手引き」に掲載し、配布 | A | 適切な支援を行うため、各種相談窓口の情報提供を引き続き実施する。 | ホームページ等の情報の更新 | A | 適切な支援を行うため、各種相談窓口の情報提供を引き続き実施する。 | ホームページ等の情報の更新 | A | 適切な支援を行うため、各種相談窓口の情報提供を引き続き実施する。 | ・ホームページ等の情報の更新 ・職員用「自殺予防対策の手引き」に掲載し、配布 | ホームページ等の情報の更新 | 保健予防課 | |
| 40 | P24 | イ | 「死亡届を提出された後の主な手続きのご紹介」による相談窓口の周知 | 「死亡届を提出された後の主な手続きのご紹介」により、大切な人を亡くされた方へ相談窓口等を周知します。 | 遺族への情報提供を通して遺された方への生活の支援を図る。 | ・「死亡届を提出された後の主な手続きのご紹介」の内容を都度更新しながら、引き続き実施。 | A | | 「おくやみハンドブック」として、令和3年度配布に向けて関係部署と調整、作成に取り組む。 | A+ | 「おくやみハンドブック」配布に向けて、関係部署と調整し、原稿の作成と配布準備を進めた。 | 「おくやみハンドブック」を令和3年6月より配布。 | A | 死亡届を出されたご遺族やその他必要中な方に「おくやみハンドブック」を配布している。 | 「おくやみハンドブック」の内容を充実させ、令和4年6月より引き続き配布。また、令和4年6月27日より多岐にわたるおくやみの手続について、ワンストップで受付を行う「おくやみコーナー」を本庁舎2階に設置した。 | A | 死亡届を出されたご遺族やその他必要中な方に「おくやみハンドブック」を配布している。また、「おくやみコーナー」にて、ご遺族に係る情報提供や手続支援を実施している。 | 「おくやみハンドブック」による相談窓口の掲載および「おくやみコーナー」にてご遺族に対し、おくやみに係る情報提供や手続支援を行う。 | 「おくやみハンドブック」による相談窓口の掲載および「おくやみコーナー」にてご遺族に対し、おくやみに係る情報提供や手続支援を行う。 | 戸籍住民課 | |
| 41 | P24 | ウ | 区民相談、保健師による相談支援 | 弁護士による法律相談など各種の専門家による区民相談や、保健相談所の保健師による相談支援等により、遺された人を支援します。また、保健師等専門職に対して自死遺族への支援についての研修会を実施し、支援力の向上を図ります。 | 【広聴広報課】 弁護士による法律相談など各種の専門家による区民相談により、遺された人の心の安定や生活に関わる支援につなげる。 【保健相談所】 自死遺族に対する保健師等専門職の支援スキル向上を図るために、自死遺族支援の研修等の内容を検討します。 | 【広聴広報課】 法律相談、身の上相談、身の上相談、身の上相談、身の上相談、心権擁護相談、心の相談等の実施 【保健相談所】 保健師等専門職向け研修の検討。 | A B | 【保健相談所】 普及啓発等を主とした作業部会を設置したが、自死遺族支援についての検討は十分でなかった。 | 【保健相談所】 個別の事例で、自死遺族への相談支援を実施。 | 【保健相談所】 個別の事例で、自死遺族への相談支援を実施。 | A B | 【保健相談所】 相談支援職員のスキル向上のため、保健師等専門職向けの研修を実施していく。 | 【広聴広報課】 法律相談、身の上相談、身の上相談、身の上相談、心権擁護相談、心の相談等の実施 【保健相談所】 個別の事例で、自死遺族への相談支援を実施。 | A | 【保健相談所】 相談支援職員のスキル向上のため、保健師等専門職向けの研修を実施していく。 | 【広聴広報課】 法律相談、身の上相談、身の上相談、身の上相談、心権擁護相談、心の相談等の実施 【保健相談所】 個別の事例で、自死遺族への相談支援を実施。 | A | 継続実施 | 【広聴広報課】 法律相談、身の上相談、身の上相談、身の上相談、心権擁護相談、心の相談等の実施 【保健相談所】 個別の事例で、自死遺族への相談支援を実施。 | 【広聴広報課】 法律相談、身の上相談、身の上相談、身の上相談、心権擁護相談、心の相談等の実施 【保健相談所】 個別の事例で、自死遺族への相談支援を実施。 | 広聴広報課 保健相談所 |
| 重点施策 (1) 高齢者の地域包括ケアシステムの確立 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 包括的な相談支援体制の確立 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 42 | P25 | ア | 地域包括支援センターによる相談支援 | 健康づくり・介護予防の支援、自宅で医療と介護を受ける在宅療養や認知症の相談、適切なサービスや関係機関または各種制度につなげて支援を行うことにより、高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。 | 高齢者や家族等の相談に応じ、適切なサービスや関係機関または各種制度につなげて支援を行うことにより、高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。 | ・担当区域見直し(大泉園域) ・1か所移転 | A+ | 予定の取組に加えて、令和2年度に予定していた「1か所移転」を実施した。 | 北町はるのひ地域包括支援センターと光が丘南地域包括支援センターの2か所が移転した。それに伴い、光が丘園域の担当区域を変更した。 | A+ | 北町はるのひ地域包括支援センターと光が丘南地域包括支援センターの2か所は、令和3年度開設の予定であったが、令和2年度末に開設となった。 | 2か所実施設計 | A | 複合施設の場合、複数の部署との調整が必要であること、また地元との調整を丁寧に行う必要がある。 | ・基本設計1か所(中村橋) ・実施設計2か所(旭丘小中、生涯学習センター分館) ・工事1か所(中村) ・担当区域の見直し(練馬・大泉園域) | A | 複合施設の場合、複数の部署との調整が必要であること、また地元との調整を丁寧に行う必要がある。 | ・開設2か所(中村、やすらぎシティ) ・実施設計3か所(中村橋、高野台デイサービスセンター、開区民センター) ・工事2か所(旭丘小中、東大泉地区区民館) | ・移転1か所(東大泉地区区民館) ・工事4か所(旭丘小中、中村橋、高野台デイサービスセンター、開区民センター) ・担当区域の見直し(石神井園域) | 高齢者支援課 | |
| 43 | P26 | イ | 民生委員による相談支援 | 民生委員は、困りごとの相談やひとり暮らし高齢者等の見守り訪問など、地域の高齢者の支援を行っています。ゲートキーパー養成講座を受講して、自殺リスクのある方への対応の仕方学び、地域で困難を抱えている人を適切な相談機関につなげます。 | 見守り訪問などの日々の活動の中で自殺リスクの高い人を早期に発見するとともに、ゲートキーパー養成講座で学んだ対応の仕方を実践し、自ら相談に行くことが難しい人などを相談機関へ繋ぐことで、自殺リスクの軽減につなげる。 | 随時 | A | | 随時 | A | コロナ禍により訪問が減っている中で、民生委員は、区民の実態を把握するために電話・訪問等の手段により見守りを継続している。 | A | 区民の実態を把握するために、電話・訪問等による見守りを継続実施 | A | 区民の実態を把握するために、電話・訪問等による見守りを継続実施 | A | 区民の実態を把握するために、電話・訪問等による見守りを継続実施 | 区民の実態を把握するために、電話・訪問等による見守りを継続実施 | 区民の実態を把握するために、電話・訪問等による見守りを継続実施 | 福祉部管理課 | |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+ : 計画以上に進んだ A : 概ね計画どおり B : 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 ページ | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | |
|----|-----------|----|------------------|---|---|--|----|------------------------------|---|----|---|---|----|-------------------------|---|-----|-------------------------|--|-----------------------|---------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 |
| | | | | ひとり暮らし等高齢者や認知症高齢者、介護者への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 44 | P26 | ア | ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業 | ひとり暮らし高齢者等を対象に、地域包括支援センターに配置した訪問支援員および区民ボランティアが訪問し、個々の状況に応じた支援につなげ、孤立を防止するとともに、地域で見守る体制を整えます。 | ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立することを防ぐとともに、個々の状況に応じた支援につなげることができる。 | ・実施 地域包括支援センター25か所 | A | | ・実施 地域包括支援センター25か所 見守り実人数 9,374人 | A | — | ・実施 地域包括支援センター25か所 見守り実人数 10,876人 | A | — | ・実施 地域包括支援センター25か所 見守り実人数 13279人 | A | — | ・実施 地域包括支援センター27か所 | ・実施 地域包括支援センター27か所 | 高齢者支援課 |
| 45 | P26 | イ | 認知症の理解・普及 | 認知症についての知識を広め、「認知症サポーター」を養成するなど、認知症の方や家族を支援する地域づくりを推進します。 | 地域で、認知症の本人や介護家族があたたく見守られ、困っているときに声掛けや手助けが行われる。 | ・認知症サポーター養成講座の開催 ・認知症サポーター・ステップアップ講座の開催 | B | 新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が減少した。 | ・認知症サポーター養成講座受講者数 累計31,265人 ・認知症サポーター・ステップアップ講座 累計1,024人 | B | 新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が減少した。 | 認知症サポーター養成講座の開催 | A | さらなる認知症サポーターの活用が必要である。 | 区主催区民向け認知症サポーター養成講座 集合形式に加え、オンラインによる開催 | A | さらなる認知症サポーターの活用が必要である。 | 区主催区民向け認知症サポーター養成講座 | 同左 | 高齢者支援課 |
| 46 | P26 | ウ | 介護なんでも相談事業 | 相談技法を学んだ介護経験者が、介護家族等の介護の不安や悩みなどの相談に応じ、精神的な負担軽減を図るほか、必要な支援などを案内します。 | 家族介護者等の精神的負担が軽減され、必要に応じて適切なサービスや相談機関につながることもできる。 | ・開設日 1回/週 | A | | 開設日 1回/週 | A | — | 開設日 1回/週 | A | 電話相談の利用促進を図る。 | 開設日 1回/週 | A | 電話相談の利用促進を図る。 | 開設日 1回/週 | 同左 | 高齢者支援課 |
| 47 | P26 | エ | 家族介護者教室事業 | 在宅で高齢者を介護する家族等を対象に、介護に関する知識や技術等を学び、介護者同士が交流できる機会を提供し、家族の負担軽減を図ります。 | ・適切な介護方法や介護者自身の健康増進について学ぶことにより、介護者の心身のストレスが緩和される。 | ・教室数 81回/年 ・認知症地域生活講座 2回/年 | B | 新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が減少した。 | ・教室数 19回/年 ・認知症地域生活講座 3回/年 | B | ・新型コロナウイルス感染症の影響等により、実施回数が減少した。なお、令和3年度より事業をサロン化した。 | 開催数 62回 | A | 安定した開催数を確保し、参加の機会を拡大する。 | 「介護学べるサロン」として実施 | A | 安定した開催数を確保し、参加の機会を拡大する。 | デイサービス、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等を運営する法人に委託して実施 | 同左 | 高齢者支援課 |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+ : 計画以上に進んだ A : 概ね計画どおり B : 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 ページ | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | |
|-------------|-----------|----|---------------|--|---|--|----|--|--|----|--|---|----|--|---|-----|--|---|------------------------|---------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 |
| 高齢者の社会参加の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 48 | P26 | ウ | シルバー人材センター | 高齢者の経験・技能にふさわしい仕事を紹介し、社会参加を促進します。 | ・地域で短時間の就業と、班活動で仲間づくりや地域貢献に取り組んでいる。これらの活動は、生きがい・健康づくりに寄与する。 | ・入会説明会 年間15回以上実施 | A | | ・入会説明会を継続。定員30名を8名に、2時間を1時間に短縮して、適切な感染症防止策を講じて実施。 | A | — | 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、通常30名の定員を2分の1および3分の1程度に規模を縮小し、回数を増やして計82回実施 | A | 入会説明会を年間15回以上実施する。 | 入会説明会を年間15回以上実施 | A | 入会説明会24回実施(うち1回は出張入会説明会)オンラインでの説明会参加受付を開始した。 | 入会説明会を年間15回以上実施 | 同左 | 高齢社会対策課 |
| 49 | P27 | エ | 元気高齢者応援プロジェクト | 働く意欲のある高齢者と区内中小企業をマッチングする「シニア職場体験事業」、趣味や特技を活かした地域活動を応援する「はつらつシニア活躍応援塾」を実施し、元気高齢者の活躍を応援します。 | ・地域で就業や趣味を生かした講師などの活動に取り組み、生きがい・健康づくりに寄与する。 | ・シニア職場体験事業 就職支援セミナー 8月開始 職場体験 9月開始 ・はつらつシニア活躍応援塾 講師養成講座 10月開始 講師体験教室 1月開始 | A | 【シニア職場体験事業】 ・参加者の「就職」に関する意識のずれがある。 ・職場体験事業の認知度が低く、体験につながらない。 【はつらつシニア活躍応援塾】 はつらつシニア活躍応援塾には、定員を上回る応募があった。 | ・シニア職場体験事業を継続 ・はつらつシニア活躍応援塾事業を継続 ・シニア起業・創業支援事業 新規 (令和3年度に事業転換) | A | シニア職場体験事業定員を上回る応募があった。 はつらつシニア活躍応援塾事業定員を上回る応募があった。 シニア起業・創業支援事業 年1回の開催。転換事業のシニアセカンドキャリア応援セミナーに繋げる。 | 令和3年度より年4回実施 講座参加者数47名 体験教室実施回数28回 【新規】シニアセカンドキャリア応援セミナー | A | セミナー実施地域による格差を解消し、平均的な定員となった。 50名の定員に対して希望者が多いが、定員を増やした場合、コロナ対策により実施できる施設が限定される。 セミナー年1回に参加者26名。YouTube配信に30名の申込みがあった。 | 年4回、会場2地区で実施 対面方式に加え、オンライン方式の講座を実施 年2回セミナーを開催 | A | 前年度の4地区から2地区に限定して開催したが、参加人数は微増した。 講座参加者数65名 体験教室実施回数31回 セミナー年2回に参加者47名。 | 年4回、会場2地区で実施 対面方式に加え、オンライン方式の講座を実施 年2回セミナーを開催 | を統合してひとつの事業とする予定 未定 | 高齢社会対策課 |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+ : 計画以上に進んだ A : 概ね計画どおり B : 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 ページ | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | |
|-----------------------------|-----------|----|-------------------------|--|--|---|--|---|--|---|---|--|---|---|---|--|---|---|---|---------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 |
| 重点施策 (2) 生活困窮者、無職者・失業者への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援につながっていない方を必要な支援につなぐための連携 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50 | P28 | ア | 関係者による連携の強化 | 自ら相談に行くことが難しい方や相談・支援につながりにくい方に対して、民生・児童委員や町会、自治会、各種地域団体などの支援者と関係機関の連携の強化を図り、問題が深刻化・複雑化する前に早期発見して支援につなげます。 | 自殺者の原因・動機は、健康問題について「経済・生活問題」が多くなっています。関係機関と支援体制の情報共有を図り、自殺リスクの高い人の早期発見に努め、必要な支援につなげます。 | ・具体的な支援方法、支援機関との連携方法を網羅した手引きの検討。 B | 手引きの内容は、令和2年度前半まで引き続いて検討する。 | ・手引きを作成し、区民対応部署に配布するとともに、相談につながっていない区民への積極的な対応を関係機関に促した。 ・民生・児童委員は、随時相談に応じ、担当窓口へ繋いでいる。 | A | 手引きの活用をきっかけに相談に繋がった事例が増えたが等、評価についても検討する必要がある。 | ・手引きを作成し、区民対応部署に配布するとともに、相談につながっていない区民への積極的な対応を関係機関に促した。 ・民生・児童委員は、随時相談に応じ、担当窓口へ繋いでいる。 | A | 民生・児童委員は、随時相談に応じ、担当窓口へ繋いでいる | ・手引きの作成および区民対応部署への配布 ・相談につながっていない区民への積極的な対応を関係機関に依頼 ・民生・児童委員は、随時相談に応じ、担当窓口へ繋ぐ | A | 民生・児童委員は、随時相談に応じ、担当窓口へ繋いだ。 | ・手引きの作成および区民対応部署への配布 ・相談につながっていない区民への積極的な対応を関係機関に依頼 ・民生・児童委員は、随時相談に応じ、担当窓口へ繋ぐ | 民生・児童委員は、随時相談に応じ、担当窓口へ繋ぐ | 保健相談所 福祉部 地域文化部 | |
| 51 | P28 | イ | 生活相談 | 生活に困窮している方やひとり親世帯、女性、高齢者、障害者の方などの生活上の問題について相談に応じ、生活保護制度の対象となる方には保護を実施します。また、個々の状況に応じて支援を行い、関係機関につなげます。 | 様々な課題を抱える相談者の生活上の問題について相談に応じ、生活保護の実施を含む、個々の状況に応じた支援を行うこと、自殺リスクの軽減につなげる。 | ・開庁日全日における面接相談の実施 ・32,024件/年 A | ・開庁日全日における面接相談の実施 ・32,060件/年 A | 実施 | ・開庁日全日における面接相談の実施 31,613件/年 A | ・開庁日全日における面接相談の実施 31,262件/年 A | ・開庁日全日における面接相談の実施 31,262件/年 A | ・開庁日全日における面接相談の実施 31,262件/年 A | ・開庁日全日における面接相談の実施 31,262件/年 A | ・開庁日全日における面接相談の実施 31,262件/年 A | ・開庁日全日における面接相談の実施 31,262件/年 A | ・開庁日全日における面接相談の実施 31,262件/年 A | ・開庁日全日における面接相談の実施 31,262件/年 A | ・開庁日全日における面接相談の実施 31,262件/年 A | ・開庁日全日における面接相談の実施 31,262件/年 A | 生活福祉課 |
| 52 | P28 | ウ | ひとり親家庭総合相談 | ひとり親家庭における生活、就労、子育て等の生活全般にかかる課題を解決するため、専門相談員による相談を行います。総合相談窓口においては、ひとり親家庭の様々な相談に対応し、関係機関への適切な支援につなげます。また、未就学の子どもを抱えるひとり親世帯等、来所が難しい家庭には、希望により専門相談員が出張相談を行います。 | 相談時において、自殺のリスクとなる課題の早期発見と支援へつなぐ。 | ひとり親家庭総合相談の実施(通年) ・総合相談 延3,509件 ・法律相談 93件 ・出張相談 20件 ・家計相談 18件 A | ひとり親家庭総合相談の実施(通年) ・総合相談 延4,825件 ・法律相談 106件 ・出張相談 15件 ・家計相談 19件 A | ・出張相談は対象を拡大し、事業当初に対象としていた未就学児のいる家庭以外にも出張するとともに、相談者の希望日時と、相談日時とのマッチングが課題となった。 | ひとり親家庭総合相談の実施(通年) ・総合相談 延5,524件 ・法律相談 84件 ・出張相談 7件 ・家計相談 30件 A | 出張相談はコロナ禍の影響もあり、利用件数は多くないが、引き続き、育児やメンタル等の理由により来庁困難な家庭に対して出張相談を実施する。 | ひとり親家庭総合相談の実施(通年) ・総合相談 延6,233件 ・法律相談 92件 ・出張相談 7件 ・家計相談 30件 ひとり親家庭ニーズ調査の実施 A | 来所および出張での相談が随時Zoomによるオンライン相談の実施 法律相談の拡充 A | 随時Zoomによるオンライン相談の実施 法律相談の拡充 A | 継続 | ひとり親家庭への対応が必要 | ひとり親家庭への対応が必要 | ひとり親家庭への対応が必要 | ひとり親家庭への対応が必要 | 生活福祉課 | |
| 53 | P28 | エ | 納税相談・保険料納付相談等 | 区税や国民健康保険料等の滞納者の納付相談の際に生活状況等を聞き取り、担当部署と連携して必要な支援につなげます。 | 滞納者は経済的に困窮していることも多いため、相談を通じて生活支援につなげることで、自殺リスクの軽減を図る。 | ・納付相談の内容に応じて随時実施 A | ・納付相談の内容に応じて随時実施 A | 納付相談の際に生活状況等を聞き取り、状況に応じて、生活サポートセンター等の担当部署へ案内している。 | 納付相談の際に生活状況等を聞き取り、状況に応じて、生活サポートセンター等の担当部署へ案内している。 A | 納付相談の際に生活状況等を聞き取り、状況に応じて、生活サポートセンター等の担当部署へ案内している。 A | 納付相談の際に生活状況等を聞き取り、状況に応じて、生活サポートセンター等の担当部署へ案内している。 A | 納付相談の際に生活状況等を聞き取り、状況に応じて、生活サポートセンター等の担当部署へ案内している。 A | 納付相談の際に生活状況等を聞き取り、状況に応じて、生活サポートセンター等の担当部署へ案内している。 A | 納付相談の際に生活状況等を聞き取り、状況に応じて、生活サポートセンター等の担当部署へ案内している。 A | 納付相談の際に生活状況等を聞き取り、状況に応じて、生活サポートセンター等の担当部署へ案内している。 A | 納付相談の際に生活状況等を聞き取り、状況に応じて、生活サポートセンター等の担当部署へ案内している。 A | 納付相談の際に生活状況等を聞き取り、状況に応じて、生活サポートセンター等の担当部署へ案内している。 A | 納付相談の際に生活状況等を聞き取り、状況に応じて、生活サポートセンター等の担当部署へ案内している。 A | 納付相談の際に生活状況等を聞き取り、状況に応じて、生活サポートセンター等の担当部署へ案内している。 A | 収納課 |
| 54 | P28 | オ | 多重債務相談 | 消費生活センターでは、多重債務者の相談に応じて解決方法を提示し、専門的な解決方法が必要な場合は、弁護士会や司法書士会による相談センターなどへのつなぎを行うとともに、生活状況に応じて関係機関につなぎます。 | 多重債務を解決するとともに、関係機関と連携することにより生活困窮者の救済を図る。 | ・多重債務者への相談業務を行い、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携する。 A | 多重債務者への相談業務を行い、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携した。 A | ・無料特別相談「多重債務110番」を年2回実施し、多重債務者への相談業務を行い、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携した。 | 多重債務者への相談業務を行い、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携した。 A | 無料特別相談「多重債務110番」を年2回実施し、多重債務者への相談業務を行い、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携した。 A | 多重債務者への相談業務の充実、および法律相談センター、福祉事務所等関係機関との連携 A | 無料特別相談「多重債務110番」を年2回実施し、多重債務者への相談業務を行い、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携した。 A | 多重債務者への相談業務の充実、および法律相談センター、福祉事務所等関係機関との連携 A | 無料特別相談「多重債務110番」を年2回実施し、多重債務者への相談業務を行い、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携した。 A | 多重債務者への相談業務の充実、および法律相談センター、福祉事務所等関係機関との連携 A | 無料特別相談「多重債務110番」を年2回実施し、多重債務者への相談業務を行い、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携した。 A | 多重債務者への相談業務の充実、および法律相談センター、福祉事務所等関係機関との連携 A | 多重債務者への相談業務の充実、および法律相談センター、福祉事務所等関係機関との連携 A | 経済課 | |
| 55 | P29 | カ | 生活困窮者自立相談支援(生活サポートセンター) | 庁内各部署において生活困窮者を把握した場合には、生活サポートセンター(練馬区社会福祉協議会内)につなぎます。生活サポートセンターでは、生活に困窮する方の相談に応じ、相談が必要とする情報の提供や関係機関の紹介、支援プランの作成等により、相談者が抱える課題の解決に向けた支援を実施します。 | 庁内各部署で把握した生活困窮者を早期に生活サポートセンターにつなぐことで、相談者に包括的・継続的な支援を行い、自殺リスクの軽減につなげる。 | ・庁内関係部署の連携を促進するため生活困窮者自立支援対策推進会議を開催(2回/年、6月、1月実施) ・他機関が実施する会議への積極的参加と事業周知 A | ・庁内関係部署の連携を促進するため生活困窮者自立支援対策推進会議を開催(2回/年、6月と1月実施) ・関係機関と支援状況を共有し、支援プランの確認や評価を行う支援調整会議を開催(13回/年) ・他機関が実施する会議への積極的参加と事業周知 A | ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度支援対策推進会議は2回とも書面開催とした。支援調整会議についても、年間24回の予定を13回に変更した。 | ・庁内関係部署の連携を促進するため生活困窮者自立支援対策推進会議を開催(2回/年、6月と1月実施) ・関係機関と支援状況を共有し、支援プランの確認や評価を行う支援調整会議を開催(24回/年) ・他機関が実施する会議への積極的参加と事業周知 A | ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、令和3年度の推進会議は2回とも書面開催とした。 2回/年 A | ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、令和3年度の推進会議は2回とも書面開催とした。 2回/年 A | ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、令和3年度の推進会議は2回とも書面開催とした。 2回/年 A | ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、令和3年度の推進会議は2回とも書面開催とした。 2回/年 A | ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、令和3年度の推進会議は2回とも書面開催とした。 2回/年 A | ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、令和3年度の推進会議は2回とも書面開催とした。 2回/年 A | ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、令和3年度の推進会議は2回とも書面開催とした。 2回/年 A | ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、令和3年度の推進会議は2回とも書面開催とした。 2回/年 A | ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、令和3年度の推進会議は2回とも書面開催とした。 2回/年 A | ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、令和3年度の推進会議は2回とも書面開催とした。 2回/年 A | 生活福祉課 |
| 56 | P29 | キ | 福祉資金の貸付 | 災害や病気等で緊急に費用が必要となった方を対象とする「応急小口資金」や、高齢者や障害者で入院中の医療費の支払いが困難な方や、ひとり親家庭や女性などが経済的に自立するための資金の貸付けを行い、関係機関を案内することにより自殺の抑止につなげる。 | 高齢者や障害者で入院中の医療費の支払いが困難な方や、ひとり親家庭や女性などが経済的に自立するための資金の貸付けを行い、関係機関を案内することにより自殺の抑止につなげる。 | ・開庁日全日 4所 704件/年 A | ・開庁日全日 総合福祉事務所 4所 294件/年 A | ・新型コロナウイルスの影響で、社会福祉協議会の貸付が充実したことや各種貸付制度が充実したため貸付件数は減少したが、相談件数はあまり変わっていない。今後も相談の内容に応じ関係各機関への案内をする予定。 | ・開庁日全日 総合福祉事務所 4所 243件/年 A | ・新型コロナウイルスの影響で、社会福祉協議会の貸付が充実したことや各種貸付制度が充実したため貸付件数は減少したが、相談件数はあまり変わっていない。今後も相談の内容に応じ関係各機関への案内をする予定である。 A | ・開庁日全日 総合福祉事務所 4所 175件/年 A | ・開庁日全日 総合福祉事務所 4所 175件/年 A | ・開庁日全日 総合福祉事務所 4所 175件/年 A | ・開庁日全日 総合福祉事務所 4所 175件/年 A | ・開庁日全日 総合福祉事務所 4所 175件/年 A | ・開庁日全日 総合福祉事務所 4所 175件/年 A | ・開庁日全日 総合福祉事務所 4所 175件/年 A | ・開庁日全日 総合福祉事務所 4所 175件/年 A | ・開庁日全日 総合福祉事務所 4所 175件/年 A | 総合福祉事務所 |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+ : 計画以上に進んだ A : 概ね計画どおり B : 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 A' - 3' | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | | | 担当課 | | | |
|-------------------|---------------|----|----------------------|--|---|--|----|--|--|--|---|--|----|--|---|---|--|--|--|------------------|-------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 | |
| 「生きることの包括的な支援」の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 57 | P29 | ア | 生活困窮者自立相談支援事業等 | 生活サポートセンターでは、生活困窮者自立相談支援事業のほか、生活に困窮する方の状況に応じて、住まいの確保や就労支援、生活支援など、課題の解決に向けた支援を実施します。 | 生活に困窮する方の状況に応じて個別の支援プランを作成し、関係機関と連携しながら複合的な課題に包括的に対応することで、生きることの阻害要因を減らす。 | ・相談支援の充実 ・弁護士無料相談会の実施(年4回) | A | | ・生活サポートセンターの庁内移転 ・生活サポートセンターの相談支援員を2名増員 ・弁護士無料相談会の実施(年10回) ・就労サポーターを3名配置(令和3年1月～) | A+ | ・コロナの影響により、相談者が急増した(前年度の約4倍)。 ・早期の自立を促進するため、就労サポーターを新規配置した。 ・今後も増加が見込まれる生活困窮者の相談体制を強化する必要がある。 | ・弁護士無料相談会の毎月実施 ・就労サポーター3名の継続配置 | A | 今後も増加が見込まれる生活困窮者の相談体制を強化する必要がある。 | ・生活サポートセンターの相談支援員を1名増員。 ・石神井地域での定期的な相談を開始。 ・より身近な場所でのアウトリーチ事業を開始。 | A | ・生活サポートセンターの相談支援員を1名増員した。 ・石神井総合福祉事務所および石神井障害者地域生活支援センターでの定期的な相談を開始した。 ・より身近な場所でのアウトリーチ事業として、街かどカフェでの相談会を実施した。 | ・生活サポートセンターの相談支援員をさらに1名増員。 ・石神井地域での定期的な相談を継続実施。 ・より身近な場所でのアウトリーチ事業を継続実施。 | ・石神井地域での定期的な相談を継続実施。 ・より身近な場所でのアウトリーチ事業を継続実施。 | 生活福祉課 | |
| 58 | P29 | イ | 生活困窮者就労準備支援事業 | ハローワークの雇用支援策だけでは直ちに就労することが困難な生活に困窮している方に対して、生活習慣の形成やビジネスマナーの習得等の訓練を実施します。事業の利用相談は、生活サポートセンターが行います。 | ひきこもりや長期不就労などで働き始めることに不安を抱える相談者が安心して来られる居場所を提供し、就労自立を目指せるよう自信の回復を促す。 | ・事業の実施 | A | | ・事業の実施 | A | ・令和2年度年間利用者数は7名。就労サポート事業の開始により、就労準備支援事業の更なる事業利用者が見込まれるため、プログラムの充実等が必要。 | 事業の実施 | A | 令和3年度の年間利用者数は25名となっており、前年度の7名よりも大幅に増加した。 | 事業の実施 | A | 令和4年度の年間利用者数は32名となっており、前年度の25名よりも増加した。 | 就労サポート拠点あすはステーションに4月から居場所を開設。 | 事業の実施 | 事業の実施 | 生活福祉課 |
| 59 | P29 | ウ | 生活困窮者一時生活支援事業 | 総合福祉事務所では、一定の住居を持たない収入・資産が一定基準未満の方に対し、最長6か月間、衣食住の提供と就労支援等を実施します。 | 衣食住の提供、生活相談、健康回復等包括的な支援を行うことで、生きることの阻害要因を減らす。 | ・事業の実施 | A | | ・事業の実施 | A | 実施 | 事業の実施 | A | 計画通りに実施 | 事業の実施 | A | 計画通りに実施 | 事業の実施 | 事業の実施 | 生活福祉課 総合福祉事務所 | |
| 60 | P30 | エ | 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業 | 総合福祉事務所では、登校継続や進路選択に課題がある生活保護世帯の子どもを対象に、個別訪問支援、学習支援、居場所支援による課題解決に向けた支援を実施します。また、32年度には、支援の実施場所を増設する等支援体制を充実します。学校教育支援センターでは、生活保護世帯および就学援助の率要保護世帯の中学3年生を対象に「中3勉強会」を実施します。 | 【生活福祉課】 さまざまな要因により孤立しがちな家庭に訪問相談や居場所の提供を行い、人や社会とのつながりを育むことで、生きることの促進要因を増やす。 【学校教育支援センター】 基礎学力の定着と、子どもの将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにする。 | 【生活福祉課】 ・支援拠点の増設準備 【学校教育支援センター】 ・中3勉強会(7会場) ・80回/年 「勉強会」56回 「自主学習室」24回 | A | 【学校教育支援センター】 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月は書面での学習支援を行った。 | A | 【生活福祉課】 ・令和2年度から対象を拡大し、生活保護世帯等で家庭環境や学習面で課題を抱える子どもを広く受け入れる予定であったが、コロナの影響により、居場所の利用人数を制限しながらの実施となり、利用者数が伸びなかった。一方、個別支援を充実させることで、居場所の利用者にきめ細かな支援を行った。 【学校教育支援センター】 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年6月～10月の間は週2回の開催を週1回とし、勉強会を行わない日は別途学習支援を行った。 | A | 【生活福祉課】 ・居場所を2か所で開催していることに伴い、事業の周知をケースワーカーを通じて行い、支援を必要としているご家庭を支援に繋げる取組を実施した。さらに、長引くコロナの影響により、居場所での事業実施の制限があったため、個別支援を充実させ、きめ細かな支援を行った。 【学校教育支援センター】 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年6月～9月の間は週2回の開催を週1回とし、勉強会を行わない日は別途学習支援を行った。 | A | 【生活福祉課】 ・支援員の体制維持 ・支援拠点2か所 【学校教育支援センター】 ・中3勉強会(7会場) 80回/年 「勉強会」56回 「自主学習室」24回 | A | 【生活福祉課】 事業の周知をケースワーカーを通じて行い、支援を必要としているご家庭を支援に繋げる取組を実施し、146人の子どもへの支援を行った(令和3年度126人)。 【学校教育支援センター】 新型コロナウイルス感染予防による行動制限がなかったため、概ね計画どおりに実施することができた。 | 【生活福祉課】 ・支援員の体制維持 ・支援拠点2か所 【学校教育支援センター】 ・中3勉強会(7会場) 80回/年 「勉強会」56回 「自主学習室」24回 | 【生活福祉課】 ・支援員の体制維持 ・支援拠点2か所 【学校教育支援センター】 同左 | 生活福祉課 総合福祉事務所 学校教育支援センター | | |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+ : 計画以上に進んだ A : 概ね計画どおり B : 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 | 策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | | |
|--------------------------|-----|---|----------------------|--|---|---|----|------------------|--|----|--|--|----|--|--------------------------------|--|---|---|--|---|---------------------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 | |
| 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動制の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 61 | P30 | ア | 生活サポートセンターと保健相談所等の連携 | 生活サポートセンターや保健相談所等で相談を受けた経済的な困りごと、生活や仕事、家計のやりくりなど不安や課題の背景にある家族関係や精神的な悩みなどについて、生活サポートセンターと保健相談所等が連携し、解決へ導くよう取り組みます。 | 経済困窮や仕事、生活上の困りごとなどは、自殺のリスクにつながる重要な項目である。生活サポートセンターと保健相談所等の連携を図ることは、早期の相談につながり、自殺リスクの高い人への支援強化と、自殺リスクの軽減につながる。 | ・複合的課題を有する個別事例を通して情報共有を行い、支援体制構築について関係機関と検討した。 | A | | ・複合的課題を有する個別事例について支援調整会議等を通して連携強化を図った。生活サポートセンターと保健相談所との連携事例35件。 ・個別ケースにおいて、生活サポートセンターと連携して相談支援を行った。 | A | ・コロナの影響により、生活困窮者が急増し、生活サポートセンターの相談者も前年度の4倍となった。経済的にも精神的にも不安を抱える区民が増えているため、今後益々連携を密にして支援していく必要がある。 ・経済的な不安から自殺を考える区民に、保健相談所が相談機関であることをしっかりと伝える必要がある。 | お互いの機関の役割の確認と連携を深めるため会議等を実施した。 | A | ・コロナの影響により経済的にも精神的にも不安を抱える区民が増えているため、今後益々連携を密にして支援していく必要がある。 ・経済的な不安から自殺を考える区民に、保健相談所が相談機関であることをしっかりと伝える必要がある。 | お互いの機関の役割の確認と連携を深めるため会議等を実施した。 | A | お互いの機関の役割の確認と連携を深めるため会議等を実施した。 | お互いの機関の役割の確認と連携を深めるため会議等を実施した。 | 生活福祉課 保健相談所 | | |
| 重点施策 (3) 子どもと子育て家庭への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| いじめ防止対策の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 62 | P31 | ア | いじめ相談メール等 | 区ホームページの「いじめ相談」のページからメールによる相談を受信し、問題の改善・解決に向けて、学校への連絡や教育相談室等相談機関を紹介し、生活サポートセンターや保健相談所等が連携し、学校への連絡や教育相談室等相談機関を紹介することにより、いじめに苦しむ児童・生徒の人数を低減する。 | 来所相談の他に、メールやアプリの相談ツールを活用し、いじめを受けたり、見聞きした子供たちの声を速やかに収集する。 ・校長会・副校長会、生活指導担当研修会およびいじめ防止対応研修会において、アプリの周知を図った。 ・区ホームページに相談先の案内をする専用ページ「子どもの安心安全を高めるために」を作成し、周知方法を充実した。 | ・いじめ相談メールの継続 ・6月～区立中学校の生徒を対象にいじめ対応アプリを導入 ・校長会・副校長会、生活指導担当研修会およびいじめ防止対応研修会において、アプリの周知を図った。 ・いじめ対応アプリおよび教育相談メールを児童生徒用タブレットに導入し、児童生徒が自主的に相談できるようにした。 ・いじめ対応アプリの導入の効果を検証し、より周知するため中学生の生徒用タブレットパソコンにお気に入り登録する等の提案を進めた。(実施は令和3年度) ・いじめ相談メールの継続 ・区ホームページの教育相談の掲載をわかりやすくリニューアルした。 | A | | ・いじめ対応アプリに関するポスターを各校に掲示するとともに、相談先の案内用リーフレットを全児童・生徒に配付して周知を図った。 ・いじめ対応アプリおよび教育相談メールを児童生徒用タブレットに導入し、児童生徒が自主的に相談できるようにした。 ・いじめ対応アプリの導入の効果を検証し、より周知するため中学生の生徒用タブレットパソコンにお気に入り登録する等の提案を進めた。(実施は令和3年度) ・いじめ相談メールの継続 ・区ホームページの教育相談の掲載をわかりやすくリニューアルした。 | A | 区立小中学生に貸与されたタブレットパソコンのお気に入り登録することにより、令和3年度以降、メール相談、いじめ対応アプリの活用が増加が見込まれる。 | ・いじめ対応アプリに関するポスターを各校に掲示するとともに、相談先の案内用リーフレットを全児童・生徒に配付して周知を図った。 ・いじめ対応アプリおよび教育相談メールを児童生徒用タブレットに導入し、児童生徒が自主的に相談できるようにした。 ・いじめ対応アプリの導入の効果を検証し、より周知するため中学生の生徒用タブレットパソコンにお気に入り登録を行った。 ・いじめ相談メールの継続 ・区ホームページの教育相談の掲載をわかりやすくリニューアルした。 | A | 貸与されたタブレットパソコンは、メール機能の制限により、回答を受信することができない。回答を受け取るにはタブレットパソコン以外の返信先を指定するなど利用しやすさを高める。 ・貸与されたタブレットパソコンで送受信が可能になるよう、新たな方法を検討する。(実施は令和4年度) ・区立小中学生に貸与されたタブレットパソコンのお気に入り登録を完了した。令和4年度以降、相談に対する返信ができるようになる。 | A | グーグルクラスルームを活用し、相談者一人ひとりに返信ができる「子ども相談メール」の運用を開始した。相談者は、貸与されたタブレットパソコンから、相談および返信を確認することができる。 | A | グーグルクラスルームを活用し、相談者一人ひとりに返信ができる「子ども相談メール」を一本化し「子どもSNS通報・相談業務」として運用を開始した。相談者は、貸与されたタブレットパソコンから、相談および返信を確認することができ、年間を通して児童生徒からの相談があった。 | ・6月から「いじめ対応アプリ」「子ども相談メール」を一本化し「子どもSNS通報・相談業務」として運用を開始した。相談者は、貸与されたタブレットパソコンから、相談および返信を確認することができる。(6月までは「子ども相談メール」を運用する。) | ・引き続き「子どもSNS通報・相談業務」を委託する。 ・貸与されたタブレットパソコンを活用した「子ども相談メール」が「子どもSNS通報・相談」変更される。(6月までは「子ども相談メール」を運用する。) | 学校教育支援センター 教育指導課 |
| 63 | P31 | イ | いじめ問題対策 | 練馬区教育委員会いじめ問題対策方針に基づき、保護者・地域と連携していじめの未然防止と早期発見に取り組む。いじめが発生した場合には、被害者の側に寄り添った指導、周囲の児童・生徒の心理を把握した指導を行います。各校の学校いじめ対策推進教員に対する研修会等を実施することで、いじめに対する指導力の向上を図ります。 障害がある子どもや外国人、性的マイノリティ等、特に配慮が必要な児童・生徒については、適切な支援を行います。 | 学校いじめ対策推進教員を中心に、いじめに対する取組を一層推進することで、学校の教育相談力の向上が期待できる。 | ・いじめ防止対応研修会において、いじめ対策推進教員を中心とした教員研修を強化することを目的とした研修を実施する。 | A | | ・いじめ対策推進教員に対して研修を実施し、些細ないじめも認知し、早期発見、早期対応を行っていじめ解決に導くための組織作りを促した。 ・いじめ防止研修資料を作成し、区内全教員に配付して、校内の研修実施を促した。 | A | ・いじめ対策推進教員に対して研修を実施し、些細ないじめも認知し、早期発見、早期対応を行っていじめ解決に導くための組織作りを促した。 ・いじめ防止研修資料を区内全教員に配付して、校内の研修実施を促した。 ・いじめ問題対策方針を一部改定した。 | ・いじめ対策推進教員に対して研修を実施し、些細ないじめも認知し、早期発見、早期対応を行っていじめ解決に導くための組織作りを促した。 ・いじめ防止研修資料を区内全教員に配付して、校内の研修実施を促した。 ・校内研修の確実な実施のための働きかけを行った。 | A | ・いじめ対策推進教員に対して研修を実施し、些細ないじめも認知し、早期発見、早期対応を行っていじめ解決に導くための組織作りを促した。 ・いじめ防止研修資料を活用し、校内の研修実施を促した。 ・校内研修の確実な実施のための働きかけを行った。 | A | ・いじめ対策推進教員に対して研修を実施し、些細ないじめも認知し、早期発見、早期対応を行っていじめ解決に導くための組織作りを促した。 ・若手教員研修や生活指導担当者連絡会等の研修を通して、いじめ防止に関する取組を推進するため意識を醸成する。 | ・いじめ対策推進教員に対して研修を実施し、些細ないじめも認知し、早期発見、早期対応を行っていじめ解決に導くための組織作りを促す。 ・若手教員研修や生活指導担当者連絡会等の研修を通して、いじめ防止に関する取組を推進するため意識を醸成する。 | 教育指導課 | | | |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+：計画以上に進んだ A：概ね計画どおり B：遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 ページ | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | | |
|-------------|-----------|----|-------------------------|---|---|--|----|------------------|---|----|---|---------|--|------------------|---|--|---------------|--|---|--|-------------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 | |
| 児童虐待防止対策の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 64 | P32 | ア | 新しい児童相談体制の構築 | 区による地域に根差したきめ細かい支援と東京都の広域的、専門的な支援を適切に組み合わせた、児童相談所行政を共同して取り組む新たな仕組みを構築します。 | 区と都の連携をさらに強化し、児童相談体制を充実させることにより、妊娠前から切れ目なく、隙間の無い相談体制を築くことができる。 | ・児童相談所への管理職の通年派遣。 ・弁護士、児童相談所OBによる支援方針等へのスーパーバイズを開始。 ・心理職等相談員の増員による相談体制強化。 ・練馬子ども家庭支援センター内に「練馬区虐待対応拠点」を7月に設置。 | A | | ・児童相談所への管理職の通年派遣。 ・弁護士、児童相談所OBによる支援方針等へのスーパーバイズを継続。 ・心理職等相談員8人の増員による相談体制強化。 ・練馬子ども家庭支援センター内に「練馬区虐待対応拠点」を7月に設置。 | A | ・練馬子ども家庭支援センター内に「練馬区虐待対応拠点」を7月に開設し、都と区が役割分担、強みを活かした連携を強化し、練馬区全体の児童相談体制の強化を図った。 | A | ・寄り添い支援が必要なものから介入・指導が必要なまでの様々な通告が都区に寄せられる中、迅速かつ適切に支援へつなぐため、都区に共通のチェックリストを用い虐待通告の振り分けを開始した。 ・練馬子ども家庭支援センターの専門職員(福祉職)を5人増員し、虐待通告の振り分けや児童相談所からの事案送致で急増している面前DVを担当する係を新設した。 | A | 振り分けチェックリストの見直しや、都区の連携を強化し、更なる児童相談体制の充実が必要である。 | 都の児童相談所による広域的・専門的支援と、区の子どもの家庭支援センターによる地域に根差した寄り添い支援が緊密にできるよう、令和6年度に子ども家庭支援センターと同一施設内に東京都が都立練馬児童相談所(仮称)を設置するための準備を進める(基本設計および実施設計)。 | A | 子ども家庭支援センターと同一施設内に東京都練馬児童相談所(仮称)を設置するにあたり、総合窓口(来庁者の来庁目的を聞き取り、ニーズに合った窓口へ繋げることで、都児相、子センの迅速かつ的確な対応を実現)や共用待合室(プライバシーに配慮した座席配置や目隠しを設置、授乳室やプレイルームを併設し、子ども連れの相談者が訪問しやすい環境を整備)を設置するなど、相談しやすい環境を整備。 | 都の児童相談所による広域的・専門的支援と、区の子どもの家庭支援センターによる地域に根差した寄り添い支援が緊密にできるよう、令和6年度に子ども家庭支援センターと同一施設内に東京都が都立練馬児童相談所(仮称)を設置するための準備を進める(内部改修工事)。 | 令和6年度中に、東京都練馬児童相談所(仮称)が子ども家庭支援センターと同一施設内に設置され、都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が常時可能となり、広域的・専門的機能である一時保護や児童養護施設入所等の法的対応もさらに的確・迅速に行われるようになる。 | 子ども家庭支援センター |
| 65 | P32 | イ | 要保護児童対策地域協議会 | 地域の関係機関により要保護児童対策地域協議会を組織し、要保護児童等に関する支援や児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組みます。 | 子どもと子育て家庭に対し、関係機関が協議会を通じ連携し、包括的できめ細かい支援を提供することにより、自殺のリスク要因である「育児不安」の軽減・解消や、「児童虐待」の予防・防止につなげる。 | ・各会議の開催回数 【代表者会議】年2回 【実務者会議】年3回 【専門部会：母子保健部会】年2回 【専門部会：学齢期部会】年2回 【地域ネットワーク会議】各地域年6回 【個別ネットワーク会議】166回 | A | | ・各会議の開催回数 【代表者会議】年2回 【実務者会議】年2回 【専門部会：母子保健部会】年3回 【専門部会：学齢期部会】年2回 【地域ネットワーク会議】4地域で各5回 【個別ネットワーク会議】185回 | A | ・各会議の開催回数 【代表者会議】年2回 【実務者会議】年3回 【専門部会：母子保健部会】年2回 【専門部会：学齢期部会】年2回 【地域ネットワーク会議】4地域で各6回 【個別ネットワーク会議】233回 ・連携が必要な関係機関に要保護児童対策地域協議会への参加を要請する。 | A | ・各会議の開催回数 【代表者会議】年2回 【実務者会議】年3回 【専門部会：母子保健部会】年2回 【専門部会：学齢期部会】年2回 【地域ネットワーク会議】4地域で各6回 【個別ネットワーク会議】151回(2月末現在) ・連携が必要な関係機関に要保護児童対策地域協議会への参加を要請 | A | ・各会議の開催回数 【代表者会議】年2回 【実務者会議】年3回 【専門部会：母子保健部会】年2回 【専門部会：学齢期部会】年2回 【地域ネットワーク会議】4地域で各6回 【個別ネットワーク会議】調整中 ・連携が必要な関係機関に要保護児童対策地域協議会への参加を要請 | 同左 | 同左 | 子ども家庭支援センター | | | |
| 66 | P32 | ウ | 養育支援家庭訪問、要支援家庭ショートステイ事業 | 要保護児童対策地域協議会において支援が必要と判断された要支援家庭に対し、ヘルパーの派遣や児童のショートステイを実施し、保護者を支援します。 | 保護者の強い育児疲れ、育児不安などを解消し、子どもを適切な環境の中で支援することにより、育児不安や家族の負担の軽減や改善ができる。 | ・要支援ショートステイの対象年齢を0歳～12歳に拡大して実施した。 | A | | 対象年齢の拡大について検討 | A | 令和3年1月から区内の養育家庭の協力により、家庭型の子どもショートステイを7か所で開始 | A | ・委託事業先の追加 ・対象年齢の拡大について検討 | A | ・対象年齢の拡大について検討 ・聖オディリアホーム乳児院(対象は生後2か月～2歳未満の乳児)で行う子どもショートステイ事業の定員を2名から4名へ拡大 | A | 対象年齢の拡大について検討 | 同左 | 子ども家庭支援センター | | |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+ : 計画以上に進んだ A : 概ね計画どおり B : 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 ページ | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の観点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | |
|-----------------------|-----------|----|----------------|--|---|--|----|---|--|--|--|---|---|--|--|--|---|---|------------|------------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 |
| 子どもが相談できる場の周知や居場所等の提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 67 | P32 | ア | 子供相談カードの配布 | 電話相談・いじめ相談メールの案内カードを、区立小・中学校の児童・生徒に個別配布します。 | 子供相談カードを個別に配布することにより、子供たちに相談できる場所や手段を周知することができます。 | ・年度始めに、区立小学校・中学校の全児童・生徒に子供相談カードを配布した。 小学校35,369枚 中学校14,611枚 | A | | ・記載内容を精査し、年度始めに、区立小学校・中学校の全児童・生徒に子供相談カードを配布した。 小学校 35,597枚 中学校 14,599枚 | A | いじめ相談メールの二次元コードをカードに記載し、より周知できるようにした。 | 記載内容を精査し、年度始めに、区立小学校・中学校の全児童・生徒に子供相談カードを配布した。 小学校 35,597枚 中学校 14,599枚 | A | 児童・生徒用タブレットパソコンお気に入り登録カードを登録したため、周知が効果的に行えるように記載内容を検討する。 | 児童・生徒用タブレットパソコンお気に入り登録した子ども相談メールで、なんでも相談できることを周知できるように、内容を変更して作成 | 新たに運用を開始する「子どもSNS通報・相談」の仕組みを周知する | 学校教育支援センター | | | |
| 68 | P32 | イ | スクールソーシャルワーク事業 | 社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが、さまざまな課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。 | スクールソーシャルワーカーが学校の要請に基づき、いじめや不登校等、様々な課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法で課題解決に努める。 | ・スクールソーシャルワーカー16名が全区立小学校65校、全区立中学校33校を定期訪問。また、学校の要請に基づき、様々な課題を抱える児童・生徒一人ひとりに関わり、課題解決に取り組んだ。 支援した子どもの数537人 | B | 令和2年3月2日から新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校時はスクールソーシャルワーカーの学校訪問を自粛した。 | B | 令和2年4月から5月までの新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校時はスクールソーシャルワーカーの学校訪問を自粛した。 | ・スクールソーシャルワーカー16名が、全区立小学校65校、全区立中学校33校を定期的に訪問した。加えて、学校の要請に基づき、様々な課題を抱える児童・生徒一人ひとりに関わり、課題解決に取り組んだ。 支援した子どもの数536人 | A | 支援件数の高止まりや事業の複雑化、ヤングケアラーなど新たな課題への対応等により、スクールソーシャルワーカーの体制の充実が課題になっている。 | スクールソーシャルワーカー16名が、全区立小学校65校、全区立中学校33校を定期的に訪問。加えて、学校の要請に基づき、様々な課題を抱える児童・生徒一人ひとりに関わり、他機関と連携しながら状況改善に取り組んだ。 ・個別支援対象児童・生徒数 478人 | A | 訪問の充実などにより、学校との連携が強化され、校内での早期対応につながる児童・生徒が増加。長期化対応の目安となる個別支援対象児童・生徒数の減少につながった。 | 東京都が進める強化策にも対応しうる体制を整えながら、適切な支援を継続する。 | 事業の困難化・複雑化に対応するための体制強化に努める。 | 学校教育支援センター | |
| 69 | P32 | ウ | スクールカウンセラー配置事業 | 児童および生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制等の充実を図ります。 | 臨床心理士をスクールカウンセラーとして全区立小中学校に各1名配置することで、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制の充実を図る。 | 全区立小学校65校 全区立中学校33校 各校1名ずつスクールカウンセラーを配置 | A | 全区立小・中学校のうち、児童・生徒数の多い110校について、スクールカウンセラー2名体制で運用する。その他の学校については、各校1名ずつを配置 | A | 令和2年4月から5月までの新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校中は面談で対応することもあったが、開校後は必要に応じてスクールカウンセラーの勤務日数を増やした。 | 全区立小・中学校のうち、児童・生徒数の多い110校について、スクールカウンセラー2名体制で運用した。その他の学校については、各校1名ずつ配置した。 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休校等も生じたが、勤務日調整などにより、適切な配置を行った。 | 全区立小・中学校のうち、児童・生徒数の多い110校について、スクールカウンセラー2名体制で運用する。その他の学校については各校1名ずつ配置。 | A | 全区立小・中学校のうち、児童・生徒数の多い110校について、スクールカウンセラー2名体制で運用した。その他の学校については、各校1名ずつ配置した。 | 全区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置。 | 全区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置。 | 学校教育支援センター | |
| 70 | P32 | エ | 心のふれあい相談員配置事業 | スクールカウンセラーの職務を補完するための練馬区立小中学校に心のふれあい相談員を配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制の充実を図ります。 | スクールカウンセラーの補完として、心のふれあい相談員を全区立小中学校に各1名配置することで、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制の充実を図る。 | 全区立小学校65校 全区立中学校33校 各校1名ずつ心のふれあい相談員を配置 | A | 全区立小学校65校 全区立中学校33校 各校1名ずつ心のふれあい相談員を配置 | A | 令和2年4月から5月までの新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校中は活動は減少したが、6月以降は各学校の必要に応じて活動時間を増配した。 | 全区立小学校65校 全区立中学校33校 各校1名ずつ心のふれあい相談員を配置した。 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休校による時期的な活動減少はあったものの、年度を通じて概ね計画どおりの活動ができた。 | 全区立小学校65校 全区立中学校33校 各校1名ずつ心のふれあい相談員を配置。 | A | 全区立小学校65校 全区立中学校33校 各校1名ずつ心のふれあい相談員を配置した。 | 全区立小学校65校 全区立中学校33校 各校1名ずつ心のふれあい相談員を配置。 | 全区立小学校65校 全区立中学校33校 各校1名ずつ心のふれあい相談員を配置。 | 学校教育支援センター | |
| 71 | P33 | オ | 適応指導教室 | 不登校児童・生徒に対して心の安定を図るための相談活動や集団生活への適応を図るための創作活動、レクリエーション・スポーツなどのグループ活動や一人一人が希望する学習活動を行い、社会的自立を目指します。 | 面談やグループ活動を通して、心理教育相談員が不登校児童・生徒の心のケアを行う。 | ・心理教育相談員配置数 フリーマインド5名 トライ7名 ・登録児童・生徒数 フリーマインド129名 トライ 295名 | A | ・心理教育相談員配置数 フリーマインド 5名 トライ 7名 ・登録児童・生徒数 フリーマインド119名 トライ 262名 | A | - | ・心理教育相談員配置数 フリーマインド 5名 トライ 7名 ・登録児童・生徒数 フリーマインド153名 トライ 278名 | A | - | ・心理教育相談員配置数 フリーマインド 5名 トライ 7名 ・登録児童・生徒数 フリーマインド163名 トライ 295名 | A | 事業の継続実施 | 事業の継続実施 | 事業の継続実施 | 事業の継続実施 | 学校教育支援センター |
| 72 | P33 | カ | 居場所支援事業 | 適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校児童・生徒が過ごせる場所として、「居場所ばれっと」を設け、生活習慣、学習習慣の形成や社会性を形成するための支援を行います。 | 不登校児童・生徒が安心して過ごせる居場所を確保することにより、子供たちの自己肯定感を向上させる。 | ・居場所支援事業 週4日 1か所(光が丘) | A | ・居場所支援事業 週4日 2か所(光が丘)(上石神井) 令和2年3月より上石神井で事業開始 | A | - | ・居場所支援事業 2か所 ・登録児童・生徒数 17名 | A | - | ・居場所支援事業 2か所 ・登録児童・生徒数 17名 | A | 事業の継続実施 | 事業の継続実施 | 事業の継続実施 | 事業の継続実施 | 学校教育支援センター |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+ : 計画以上に進んだ A : 概ね計画どおり B : 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 ページ | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | | | 担当課 | | | | |
|-------------------|-----------|----|----------------------|--|---|--|----|------------------|---|----|--|---|----|--|--|--|------------------|--|--|---------|---|-------------------------------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 | | |
| 児童生徒のSOSの出し方教育の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 73 | P33 | ア | 子どものSOS教育 | 自殺予防をテーマに、「SOSの出し方に関する教育の推進について」と題した東京都作成のDVDを活用した授業を行います。この授業を適切かつ効果的に行えるよう、生活指導担当者研修会において、東京都作成のDVD、資料等を活用した授業、指導について研修を実施します。 | DVDを活用した授業の実践を通して、児童・生徒が命の尊さを再認識できるとともに、SOSを出すことの抵抗感が軽減できる。 | ・各校においてDVDを活用した授業をいずれかの学年において年間1単位時間以上実施する。 | A | | ・各校においてDVDを活用した授業をいずれかの学年において年間1単位時間以上実施した。 | A | 各校においてDVDを活用した授業をいずれかの学年において年間1単位時間以上実施した。 | 各校においてDVDを活用した授業をいずれかの学年において年間1単位時間以上実施した。 | A | 各校においてDVDを活用した授業をいずれかの学年において年間1単位時間以上実施した。 | 各校においてDVDを活用した授業をいずれかの学年において年間1単位時間以上実施した。 | ・各校においてDVDを活用した授業をいずれかの学年において年間1単位時間以上実施する。 ・全児童・生徒に「相談窓口一覧」を配付する。 ・学校訪問の際に、教職員向けに、東京都作成のDVD活用について働きかける。 | A | 各校においてDVDを活用した授業をいずれかの学年において年間1単位時間以上実施した。 副校長会および生活指導担当者連絡会等を通して、SOSの出し方に関する教育の充実について周知・啓発した。 | ・各校においてDVDを活用した授業をいずれかの学年において年間1単位時間以上実施する。 ・全児童・生徒に「相談窓口一覧」を配付する。 ・学校訪問の際に、教職員向けに、東京都作成のDVD活用について働きかける。 | A | 各校においてDVDを活用した授業をいずれかの学年において年間1単位時間以上実施する。 ・全児童・生徒に「相談窓口一覧」を配付する。 ・学校訪問の際に、教職員向けに、東京都作成のDVD活用について働きかける。 | 教育指導課 |
| 74 | P33 | イ | 学校と保健相談所等の関係機関との連携強化 | 子どもが発するSOSに気づき、早期に対応し、適切な支援につなげられるよう、学校の養護教諭等と保健相談所等の関係機関との連携を強化します。 | 関係機関が連携し、子どもが発するSOSに気づき、適切な支援につなげるような体制を築いていくことで、自殺予防につなげる。 | ・要保護児童対策地域協議会を活用した学校教諭教諭、保健相談所保健師等の連携強化。 要保護児童対策地域協議会195回 | A | | ・要保護児童対策地域協議会 合計215回 ・要保護児童対策地域協議会を活用した学校との連携や個別ケースについて、子ども家庭支援センターとともに相談支援を実施した。 ・連携を継続した。 | A | 継続実施 | ・要保護児童対策地域協議会 合計266回 ・要保護児童対策地域協議会を活用した学校との連携や個別ケースについて、子ども家庭支援センターとともに相談支援を実施した。 ・連携を継続した。 | A | 継続実施 | ・要保護児童対策地域協議会 合計266回 ・要保護児童対策地域協議会を活用した学校との連携や個別ケースについて、子ども家庭支援センターとともに相談支援を実施した。 ・連携を継続 | A | 連携継続 | ・要保護児童対策地域協議会 合計266回 ・要保護児童対策地域協議会を活用した学校との連携や個別ケースについて、子ども家庭支援センターとともに相談支援を実施した。 ・連携を継続 | A | 連携継続 | ・要保護児童対策地域協議会 合計266回 ・要保護児童対策地域協議会を活用した学校との連携や個別ケースについて、子ども家庭支援センターとともに相談支援を実施した。 ・連携を継続 | 子ども家庭支援センター 保健相談所 教育指導課 |
| 75 | P33 | ウ | 児童虐待SOS | 区ホームページに児童虐待の通告先を分かりやすく掲載します。子どものSOSに早期に対応して、適切な支援につなげます。 | 区民により身近な相談窓口を積極的に広報することで、早期の通告を促し、虐待の早期発見・対応に努める。早期に家庭内の問題に対応することで精神的な負担等のリスク軽減につなげる。 | ・ホームページ上からワンクリックで、虐待SOS画面表示ができ、区のフリーコール番号を大きく表示した。 | A | 継続 | 継続 | A | — | ・今年度も11月の児童虐待防止月間事業の取組として相談連絡先等の情報を掲載したカードを11万枚作製し、小中学校の全児童・生徒や区内の関係機関等に配布した。 ・フリーコール等初期対応を担う児童相談調査係を設置した。 | A | — | ・11月の児童虐待防止月間事業の取組として相談連絡先等の情報を掲載したカードを11万枚作製し、小中学校の全児童・生徒や区内の関係機関等に配布した。 ・児童相談調査係によるフリーコール等初期対応の実施 | A | — | ・11月の児童虐待防止月間事業の取組として相談連絡先等の情報を掲載したカードを12万枚作製し、小中学校の全児童・生徒や区内の関係機関等に配布した。 ・児童相談調査係によるフリーコール等初期対応の実施 | A | 同左 | 同左 | 子ども家庭支援センター |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+:計画以上に進んだ A:概ね計画どおり B:遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 | 策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | |
|------------------|-----|---|-------------------------|---|---|--|----|---|---|---|--|---|---|--|---|--|--|------------------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 |
| 身近な大人への支援体制の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 76 | P34 | ア | 母子保健事業 | 妊婦全員面談やごんには赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診、育児相談、健診情報等を電子化した母子健康電子システムの構築などを通して、妊娠前から子育て期まで切れ目なく支援します。また、発達障害等の早期発見と保護者への支援の体制を充実します。 | 妊娠中から子育て期まで、妊産婦の心身の状況や乳幼児の健診情報等の電子化により、切れ目のない継続した支援が行えるようになる。また、発達に備りがあるなど育てにくさを感じる子と保護者に寄り添い、子どもの特性に合わせた関わり方を支援することで、保護者の育児不安や子育てに係るストレスを軽減する。 | ・妊婦全員面談・赤ちゃん訪問事業・乳幼児健康診査・相談事業等を継続実施。 ・母子健康電子システムの構築のための準備。 ・発達障害等の早期発見のための支援体制の構築。 | A | 妊婦面談実施率 98.7% 年度末に新型コロナウイルス感染症の影響で、ごんには赤ちゃん訪問を希望しない方や乳幼児健診の中止・延期による影響があった。電話による面談など代替策を講じた。 | ・妊婦全員面談・赤ちゃん訪問事業・乳幼児健康診査・相談事業等を継続実施。 ・母子健康電子システムの構築。 ・発達障害等の早期発見と継続支援の実施。 | A | 妊婦面談実施率 99.3% 年度末に新型コロナウイルス感染症の影響で、ごんには赤ちゃん訪問を希望しない方や乳幼児健診の中止・延期による影響があった。電話による面談など代替策を講じた。 | ・妊婦全員面談・赤ちゃん訪問事業・乳幼児健康診査・相談事業等を継続実施。 ・母子健康電子システムの構築。 ・発達障害等の早期発見と継続支援の実施。 | A | 妊婦面談実施率 97.1% 妊婦面談実施率 97.1% (妊婦届出者全数が出産を終えた令和3年度で算出) | ・妊婦全員面談・赤ちゃん訪問事業・乳幼児健康診査・母子健康電子システムの運用 ・発達障害等の早期発見と継続支援の実施 | ・妊婦全員面談・赤ちゃん訪問事業・乳幼児健康診査・母子健康電子システム運用 ・発達障害等の早期発見と継続支援の実施 | ・妊婦全員面談・赤ちゃん訪問事業・乳幼児健康診査・母子健康電子システム運用 ・発達障害等の早期発見と継続支援の実施 | 健康推進課 保健相談所 |
| 77 | P34 | イ | 子ども家庭支援センターの総合相談および情報提供 | 保護者と子どもを対象に、子どもと家庭の総合相談事業を実施しています。また、子育てに関する様々な相談に応じるすくすくアドバイザーを4か所の子ども家庭支援センターに配置しています。 | 子育て家庭が抱えるあらゆる相談を受け付け、寄り添った支援にあたっている。また、相談の内容に応じて関係機関への橋渡しを行っている。 | ・子どもと家庭の総合相談事業(子ども家庭支援センター5か所) ・すくすくアドバイザー(子ども家庭支援センター4か所) | A | 子どもと家庭の総合相談事業(子ども家庭支援センター5か所) すくすくアドバイザー(子ども家庭支援センター4か所) | A | 子どもと家庭の総合相談事業(子ども家庭支援センター5か所) すくすくアドバイザー(子ども家庭支援センター4か所) | A | 子どもと家庭の総合相談事業(子ども家庭支援センター5か所) すくすくアドバイザー(子ども家庭支援センター4か所) | A | 子どもと家庭の総合相談事業(子ども家庭支援センター5か所) すくすくアドバイザー(子ども家庭支援センター4か所) | ・子どもと家庭の総合相談事業 ・地域子ども家庭支援センターと保健相談所でオンラインによるコラボ講座を実施。 | ・子どもと家庭の総合相談事業 ・すくすくアドバイザー(子ども家庭支援センター4か所) | ・子どもと家庭の総合相談事業 ・すくすくアドバイザー(子ども家庭支援センター4か所) | 子ども家庭支援センター |
| 78 | P34 | ウ | 子育て相談 | 区立保育園において、乳幼児の保育に関する相談を行います。相談者の状況に応じて、関係機関(保健相談所・子ども家庭支援センター等)を紹介しします。 | 子育ての悩みを抱えこまず専門家に相談できる仕組みがあることで早期の支援が可能となり、精神的負担の減少と自殺リスクの軽減につながっている。 | ・子育て相談(電話も可)(区立保育園全園) 月～金/10:00～15:00 | A | ・子育て相談(電話も可)(区立保育園全園) 月～金/10:00～15:00 相談件数 2,879件 | A | ・子育て相談(電話も可)(区立保育園全園) 月～金/10:00～15:00 相談件数 2,850件 | A | ・子育て相談(電話も可)(区立保育園全園) 月～金/10:00～15:00 相談件数 3,169件 | A | ・子育て相談(電話も可)(区立保育園全園) 月～金/10:00～15:00 相談件数 3,169件 | 在園児家庭については、保護者向け欠席確認にあわせて相談対応を行った。 | ・子育て相談(電話も可)(区立保育園全園) 月～金/10:00～15:00 | 同左 | 保育課 |
| 79 | P34 | エ | 教育相談 | 教育相談室(4か所)で、いじめや不登校、言葉や発達の違い、学習の悩みなどを、教育・心理・医療の専門相談員が相談に応じます。 | 教育相談室(4か所)で、子どもや保護者の相談に応じ、子供の心のケアや抱えている問題の解決を行う。 | ・年度を通して相談の受付・継続を行う。 心理教育相談員配置数 39名 | A | ・年度を通して相談の受付・継続を行った。 心理教育相談員配置数 39名 (令和2年12月より試行) | A | ・年度を通して相談の受付・継続を行った。 心理教育相談員配置数 40名 | A | ・来室相談数の増加 令和2年度延22,504回 令和3年度延25,146回 | A | 年度を通して心理教育相談員による相談の受付・継続を実施 | 年度を通して心理教育相談員による相談の受付・継続を実施 | 年度を通して心理教育相談員による相談の受付・継続を実施 | 年度を通して心理教育相談員による相談の受付・継続を実施 | 学校教育支援センター |
| 重点施策 (4) 若者等への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 若者が相談できる場の提供と周知 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 80 | P35 | ア | 若者自立支援事業 | 就労や自立を目指す15～49歳の若者や保護者からの相談や、精神保健福祉士などの有資格者によるメンタルヘルス相談を行うほか、区内で利用説明会や家族セミナーを実施します。居場所では不登校やひきこもりなどの状態にある方を対象に、自立支援員が悩みや相談に応じ、個々の状況に合わせた社会とのつながりを支援します。 | 自分らしい働き方や生き方を発見し、社会に参加していくことを促すことによって自殺を予防する。 | ・利用説明会 ・講演会 ・家族懇談会 ・企業交流会 ・心理等相談(週1回) | A | ・利用説明会、講演会、家族懇談会(年23回、207人) ・企業見学会(年7回、16人) ・心理等相談(週2回)(98回、392人) ・常設居場所の開始 6月19日開所。(開所日193日、延利用人数1,428人) 利用対象者(令和元年度までは15～39歳、令和2年度より15～49歳) | A | ・コロナウイルス感染症対策を行いながら、引き続き対応していく。 居場所は、コロナウイルス感染症対策のため、一日の利用人数の上限あり。 ・ICTを活用する。 | ・利用説明会、講演会、家族懇談会(年25回、233人) ・企業見学会(年10回、32人) ・心理等相談等(週2回)(97回、388人) ・居場所(開所日244日、延利用人数1,573人) | A | ・コロナウイルス感染症対策を行いながら、引き続き対応していく。 ・引き続き、利用者が自分らしい働き方や生き方へ繋がっていく事業を行っている。 | ・利用説明会、講演会、家族懇談会(年25回、215人) ・企業見学会(年12回、36人) ・心理等相談等(週2回)(96回、252人) ・居場所(開所日243日、延利用人数2,155人) | 引き続き、利用者個々の状況に合わせた支援を行っていく。今後、利用者の状態をフェーズごとに分け、分析を深めていく。 | ・利用説明会、講演会、家族懇談会(年25回、215人) ・企業見学会(年12回、36人) ・心理等相談等(週2回)(96回、252人) ・居場所(開所日243日、延利用人数2,155人) | ・利用説明会、講演会、家族懇談会(年25回、215人) ・企業見学会(年12回、36人) ・心理等相談等(週2回)(96回、252人) ・居場所(開所日243日、延利用人数2,155人) | 青少年課 |
| 81 | P35 | イ | 思春期・ひきこもり相談(家族グループ相談) | ひきこもり状態にある子どもをもつ家族や子どもを対象に、グループ相談や個別相談を実施します。また、若者自身のこころの悩みの相談にも対応します。 | 思春期問題やひきこもりなどについて、相談のり、気持ちを受け止めることが、本人、家族の支援につながる。自殺の予防につながる。 | ・グループ相談 12回 ・精神科医による個別相談 14回 | A | ・グループ相談11回 ・精神科医による個別相談 13回 | A | コロナ禍の影響を考え、継続的な実施が必要である | ・グループ相談11回 ・精神科医による個別相談 21回 | A | コロナ禍による若者を取り巻く環境の変化を受け、相談の充実を行う必要がある。 | 継続実施 | 継続実施 | 継続実施 | 継続実施 | 保健相談所 |
| 82 | P35 | ウ | 大人の発達障害の相談 | 発達障害を持つ人やその家族に対して、専門医や保健師による相談を実施します。 | 発達障害を持つ人やその家族が、専門医等の相談につながることで、適切な治療や支援を受けるきっかけとなり、自殺のリスクの軽減につながる。 | ・精神科医による個別相談 年10回 | A | ・精神科医による個別相談 年10回 | A | 継続実施 | ・精神科医による個別相談 年10回 | A | 継続実施 | 精神科医による個別相談 年10回 | 継続実施 | 継続実施 | 継続実施 | 保健相談所 |
| 83 | P35 | エ | 若者総合相談(東京都)等の周知 | 東京都若者総合相談センターは、若者の相談を電話、メール、面接により広く受け止め、必要に応じて、専門の支援機関を紹介しています。また、警視庁少年相談室では、24時間年中無休のヤング・テレホン・コーナーを実施しています。これらの相談先についても、区ホームページ等で周知します。 | 自殺に追い込まれている人を通じた適切な専門機関につなぎ、自殺リスクの軽減を図る。 | ・若者総合相談について、ホームページやリーフレット等を通し周知を図る。 | A | ホームページ等の情報の更新 | A | 適切な支援を行うため、各種相談窓口の情報提供を引き続き実施する。 | ホームページ等の情報の更新 | A | 適切な支援を行うため、各種相談窓口の情報提供を引き続き実施する。 | ・ホームページ等の情報の更新 ・二次元バーコードの活用等による、情報を入手しやすい環境の整備 | 適切な支援を行うため、各種相談窓口の情報提供を引き続き実施する。 | ・ホームページ等の情報の更新 ・二次元バーコードの活用等による、情報を入手しやすい環境の整備 | ・ホームページ等の情報の更新 ・二次元バーコードの活用等による、情報を入手しやすい環境の整備 | 保健予防課 |
| 84 | P35 | オ | インターネットを活用した若者への情報提供 | 若者が気軽にアクセスできるようにするため、インターネットを活用した検索しやすい仕組みなど、生きることの包括的な支援に関する情報の集約と提供の強化を図ります。 | 自殺に追い込まれている人を通じた適切な専門機関につなぎ、自殺リスクの軽減を図る。 | ・相談窓口一覧をホームページ等を通し、情報の周知を図る。 ・インターネットを活用した周知方法についての検討を行う。 | A | ホームページ等の情報の更新 | A | 適切な支援を行うため、各種相談窓口の情報提供を引き続き実施する。 | ホームページ等の情報の更新 | A | 適切な支援を行うため、各種相談窓口の情報提供を引き続き実施する。 | ・ホームページ等の情報の更新 ・二次元バーコードの活用等による、情報を入手しやすい環境の整備 | 適切な支援を行うため、各種相談窓口の情報提供を引き続き実施する。 | ・ホームページ等の情報の更新 ・二次元バーコードの活用等による、情報を入手しやすい環境の整備 | ・ホームページ等の情報の更新 ・二次元バーコードの活用等による、情報を入手しやすい環境の整備 | 保健予防課 |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+ : 計画以上に進んだ A : 概ね計画どおり B : 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 ページ | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | |
|-----------------|-----------|----|--------------------|---|---|---------------|---|---|---------|--|--|---------|---|--|---------|---|--|--|------------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 |
| 若者への支援体制の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 85 | P36 | イ | ねりま若者サポートステーション事業 | パソコン、簿記などの就職活動基本技能講座や、コミュニケーション能力、学び直しなどの基本トレーニング、体験就労の実施など、若者等(15～49歳)の自立を支援します。 | さまざまなプログラムを通じて、自立・就労に必要な力を身につけることや、就労後の喜び・不安・悩みを同じ立場の若者で分かち合うことにより自殺を予防する。 | A | ・就労体験 ・資格取得応援講座(ビジネス能力検定講座、パソコン講座など) ・コミュニケーション講座 | ・就労体験(11回、23人) ・資格取得応援講座(ビジネス能力検定講座、パソコン講座など) (年244回、646人) ・コミュニケーション講座(113回、441人) 利用対象者(令和元年度までは15～39歳、令和2年度より15～49歳) | A | ・コロナウイルス感染症対策を行いながら、引き続き対応していく。 ・ICTを活用する。 | ・短期就労体験(32回、140人) ・コミュニケーション講座(75回、212人) ・インターンシップ前準備講座(15回、35人) ・就職活動基本技能講座(309回、495人) ・企業見学会(10回、32人) ・雇用後ステップアップ支援(相談件数311件) | A | ・コロナウイルス感染症対策を行いながら、引き続き対応していく。 ・基本的な講座(学び直し)から就労支援講座、雇用後の定着支援(雇用後ステップアップ支援)を継続して行っていき、利用者が自分の状況に合ったプログラムを取り入れていく。達成感や充実感を感じる。自分への自信を回復、次のステップへ進めるようにしていく。 | ・短期就労体験(32回、80人) ・コミュニケーション講座(51回、279人) ・インターンシップ前準備講座(20回、63人) ・就職活動基本技能講座(307回、405人) ・企業見学会(12回、36人) ・雇用後ステップアップ支援(相談件数78件) | A | ・企業とのネットワークづくりをより強化し、インターンシップ受入れ先、就労受入れ企業を引き続き増やしていく。 ・より利用者の状況やニーズにあったプログラムを実施できるよう、内容の見直しを図っていく。 | ・短期就労体験(32回、80人) ・コミュニケーション講座(51回、279人) ・インターンシップ前準備講座(20回、63人) ・就職活動基本技能講座(307回、405人) ・企業見学会(12回、36人) ・雇用後ステップアップ支援(相談件数78件) | ・短期就労体験(32回、80人) ・コミュニケーション講座(51回、279人) ・インターンシップ前準備講座(20回、63人) ・就職活動基本技能講座(307回、405人) ・企業見学会(12回、36人) ・雇用後ステップアップ支援(相談件数78件) | 青少年課 |
| 若年女性への支援と居場所づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 86 | P36 | ア | 男女共同参画センターでの講座等の開催 | 職場や家庭の中で、生きづらさや働きづらさを抱える若年女性に対し、自分が孤立している社会の現状を理解し、自立への道程を考える機会となる講座を開催します。また、孤立感の解消にむけ、当事者同士の交流を通じた居場所づくりを支援します。 | ひきこもり経験のある講師の講義等により、自立への道程を考えることや、当事者同士が交流することで、孤立感を解消し、自殺念慮に陥らないようにすることが期待される。 | A | part とpart の2期実施 part 実施内容: ・ゆるヨガ体験 3回 25名参加 ・セラピー体験 1回 21名参加 ・おしゃべり女子会@える 1回 21名参加 part 実施内容: ・ゆるヨガ体験 3回 19名参加 ・薬膳入門 1回 9名参加 ・おしゃべり女子会@える 1回 14名参加 | part とpart の2期実施 part 実施内容: ・ゆるヨガ体験 2回 18名参加 part 実施内容: ・セラピー体験 5回 49名参加 | A | コロナ禍の中、日程を工夫して事業を実施することができた。また、対象者による自主グループの立ち上げに繋がるなどの成果があった。 | part とpart の2期実施 part 実施内容: ・ゆるヨガ3回 25名参加 part 実施内容: ・ゆるヨガ3回 14名参加 ・アートセラピー講座1回 8名参加 ・アサーティブコミュニケーション講座1回 9名参加 | A | 生きづらさを抱えた方々が、心がほぐれるような企画・実施を行い、そのなかで、当事者が自主的なグループ活動ができるようサポートしている。 | part (上期)とpart (下期)予定 part 実施内容: ・ゆるヨガ3回 23名参加 part 実施内容: ・ゆるヨガ3回 17名参加 ・スキンケア、簡単メイク講座1回 10名参加 ・講演会1回 7名参加 | A | ひきこもり経験のある講師の講義等により、自立への道程を考えることや、当事者同士が交流することで、孤立感を解消し、自殺念慮に陥らないようにすることが期待される。 | 若年女性を含めた全年代の女性を対象とし、part (上期)とpart (下期)の2期実施予定 part 実施内容: ・ゆるヨガ3回 part 実施内容: ・ゆるヨガ3回 ほか | 若年女性を含めた全年代の女性を対象とし、part (上期)とpart (下期)の2期実施予定 part 実施内容: ・ゆるヨガ3回 part 実施内容: ・ゆるヨガ3回 ほか | 人権・男女共同参画課 |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+: 計画以上に進んだ A: 概ね計画どおり B: 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 | 策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の観点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | | | |
|-----------------|-----|---|---------------|---|--|---|----|---|---|--|---|--|--|---|---|---|---|---|---|-------------|-------------|----------------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 | | |
| 青少年の活動と交流の場の提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 87 | P36 | ア | 青少年館 | 青少年を対象としたダンス教室、ミニライブなど様々な講座や催しを行うとともに、学習、趣味、スポーツなど気軽に利用できる施設の開放などを行い、青少年が集える場を提供しています。また、知的障害や肢体不自由のある方の生活を豊かにする青年学級を実施しています。 | 「青少年館まつり」など様々な事業を通して青少年の交流を促進するとともに、学習やスポーツ活動などが行える場所の提供、障害者が楽しく過ごせる青年学級事業などにより孤立感を生まない居場所を提供する。 | 【青少年館まつり】 日時:令和元年12月14日(土) 午後1時～5時 【障害者青年学級】 対象者ごとに4つの学級を開設 ・ともしび青年学級(開催回数10回) ・あすなる青年学級(開催回数10回) ・日曜青年学級(開催回数10回) ・ひまわり青年学級(開催回数9回) | B | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月の各障害者青年学級は開催中止とした。 | 【障害者青年学級】 対象者ごとに4つの学級を開設 ・ともしび青年学級(非接触型活動3回) ・あすなる青年学級(非接触型活動2回) ・日曜青年学級(集合型学級活動2回、非接触型活動1回) ・ひまわり青年学級(非接触型活動2回) | B | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、非接触型活動を中心に活動した。 | 【青少年館まつり】 日時:令和3年12月18日(土)10時～18時10分(令和3年12月24日にケーブルテレビで紹介された) 【障害者青年学級】 対象者ごとに4つの学級を開設 ・ともしび青年学級(集合型学級活動6回、非接触型活動5回) ・あすなる青年学級(集合型学級活動4回、非接触型活動5回) ・日曜青年学級(集合型学級活動5回、非接触型活動2回) ・ひまわり青年学級(集合型学級活動1回、非接触型活動3回) | A | 新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、非接触型などを取り入れながら活動を行った。 | 【青少年館まつり】 日時:令和4年12月17日(土)13時～17時 【障害者青年学級】 対象者ごとに4つの学級を開設 ・ともしび青年学級(集合型学級活動9回、非接触型活動2回) ・あすなる青年学級(集合型学級活動9回、非接触型活動2回) ・日曜青年学級(集合型学級活動9回、非接触型活動2回) ・ひまわり青年学級(集合型学級活動9回、非接触型活動2回) | A | 【青少年館まつり】 一般観覧者に事前に連絡先を申告してもらい、クラスターが発生した等の緊急時に連絡できる体制をとった。 【障害者青年学級】 対象者ごとに4つの学級を開設 ・ともしび青年学級(集合型学級活動11回) ・あすなる青年学級(集合型学級活動11回) ・日曜青年学級(集合型学級活動11回) ・ひまわり青年学級(集合型学級活動11回) | 【青少年館まつり】 日時:令和5年12月16日(土)13時～17時 【障害者青年学級】 対象者ごとに4つの学級を開設 ・ともしび青年学級(集合型学級活動11回) ・あすなる青年学級(集合型学級活動11回) ・日曜青年学級(集合型学級活動11回) ・ひまわり青年学級(集合型学級活動11回) | 【青少年館まつり】 日時:令和6年12月14日(土)13時～17時 【障害者青年学級】 対象者ごとに4つの学級を開設 ・ともしび青年学級(集合型学級活動11回) ・あすなる青年学級(集合型学級活動11回) ・日曜青年学級(集合型学級活動11回) ・ひまわり青年学級(集合型学級活動11回) | 青少年課 | | |
| 88 | P36 | イ | 社会を明るくする運動の推進 | 青少年の非行防止と更生の援助を中心とした法務省主催の運動を、区では、青少年関係団体等による練馬区推進委員会を設置し、フェスティバルや講演会等を実施しています。 | 犯罪・非行の防止や更生保護について啓発することによって、安全・安心な地域社会や犯罪・非行をした人を再び受け入れることができる社会の実現を図り、自殺予防へとつなげる。 | 【フェスティバル】 日時:令和元年7月6日(土) 午前9時30分～正午 会場:平成つつじ公園芝生広場 【つどい】 日時:令和元年7月19日(金) 午後1時30分～4時 会場:練馬文化センター | A | 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、例年実施しているフェスティバル・つどいは中止。 ・パネル展示や、区報、SNS等の非接触型による啓発活動の実施により、社会を明るくする運動を推進する。 | B | 新型コロナウイルス感染症予防対策を取りながら事業を進めていく状況を構築してはならないことが課題となった。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、つどいは中止した。例年実施しているフェスティバルは当初から予定になかったため行わなかった。 ・パネル展示や、区報、SNS等の非接触型による啓発活動の実施により、社会を明るくする運動を推進した。 | B | つどいを実施するかどうかを新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら判断したため、直前に中止を決定した。翌年度は早い時期から幹事・推進委員と話し合いを行い、余裕を持って決定したい。 | A | 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、不特定多数の人々が来場するフェスティバルについては中止とした。一方、来場者を特定する等感染対策を取りながら執り行うことが可能なつどいについては、実施。 ・広報活動は引き続き注力して実施 | A | フェスティバルは中止したが、つどいを3年ぶりに開催し、337名が来場した。また、練馬区役所本庁舎2階通路掲示板でパネル展の開催や、懸垂幕の掲出、安全・安心バトロール等の非接触型の広報活動を実施した。 | フェスティバルを平成つつじ公園にて4年ぶりに開催予定。つどいや非接触型の広報活動を実施予定。 | フェスティバルを平成つつじ公園にて開催予定。つどいや非接触型の広報活動を実施予定。 | 青少年課 | | | |
| 重点施策 (5) 女性への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 妊産婦への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 89 | P37 | ア | 妊婦全員面談 | 妊婦届出時に保健師等の専門職が面談を行い、支援が必要と思われる妊婦を早期に把握し、妊娠中から継続して支援します。若年妊娠や予期せぬ妊娠、病氣や育児に不安がある場合には早期に個別支援を開始します。 | 妊婦届出時から保健師等との面談を通して、心身の不調など個別の状況を把握し、早期から支援を行うことで、安心して育児ができるようになる。 | 継続実施 | A | 妊婦面談実施率 98.7% 年度末には新型コロナウイルス感染症の影響により妊婦届出時の面談ができない場合があった。(代理による届出など) 電話による面談など代替策を講じた。 | ・引き続き妊婦に対し個別支援を行う。 | A | 妊婦面談実施率 99.3% ・年度末に新型コロナウイルス感染症の影響で、こんにちは赤ちゃん訪問を希望しない方や乳幼児健診の中止・延期による影響があった。 ・電話による面談など代替策を講じた。 | A | 妊婦届出時に保健師等の専門職が面談を実施。 | A | 妊婦面談実施率 97.1% 妊婦全員面談を継続実施。新型コロナウイルス感染症を含め、様々な悩みや不安を聞き取り、支援を早期に開始する。 | A | 妊婦面談実施率 98.1%(確定) (妊婦届出者全数が出産を終えた令和3年度で算出) | 妊婦全員面談を継続実施。妊婦全員面談を継続実施。 | 健康推進課 保健相談所 | | | |
| 90 | P37 | イ | 産後ケア事業 | 家族の支援がなく、体調や育児に不安がある産後の母が、助産師のいる施設で休養を取りながら子育ての方法等を学ぶことができます。ショートステイ、デイケア、早期訪問により母子の支援を行います。 | 出産直後の心身の不調に助産師が寄り添うことで、不安を軽減する。育児の方法を学ぶことにより家庭で安心して育児ができる。 | ・助産所・医療機関、合わせて3か所を実施 宿泊(ショートステイ) 通所(デイケア) 早期訪問 | A | 支援が必要であると保健師が感じていても、ご本人は必要性を自覚していない、他人とのかかわりを拒絶するなど、申請や利用につながらないことが課題 | 引き続き出産直後の母子に対しきめ細やかな支援を行う。 | A | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、里帰り予定や親の支援が受けられない方が多かった。外国人の方も渡航できず、産後ケアを利用したケースが多かった。 | A | 母子保健法改正により対象が産後1年未満の母子となった。 ・助産所・医療機関、合わせて4か所を実施 宿泊(ショートステイ) 通所(デイケア) 産後ケア訪問 | A | 産後1年までの母子を対象として事業を実施した | A | 産後ケア実施施設を増やし充実を図る(8カ所) ・デイ・訪問の利用日数を増やし(多胎帯には更に増やし)利用しやすくする デイ7日 12日(多胎18日) 訪問3回 6回(多胎10回) | A | 産後の母子への支援を実施。出産直後の母子への支援を行い、育児不安の軽減、育児手技の取得、産後うつなどの防止にも寄与している。 | 産後ケア事業の継続実施 | 産後ケア事業の継続実施 | 健康推進課 保健相談所 |

練馬区自殺対策計画の取組状況詳細(平成31年度～令和4年度)

評価 A+ : 計画以上に進んだ A : 概ね計画どおり B : 遅れや修正が生じた

| 通 | 冊子 ページ | 施策 | 事業名 | 取組内容 | 自殺対策の視点で目指す効果 | 年度別実施内容 | | | | | | | | | | 担当課 | | | | |
|----------------|-----------|----|--------------|---|--|---------------|----|------------------|---------|----|----------------------------------|---------|----|----------------------------------|---------------------------------------|-----|---|------------------|---------|------------|
| | | | | | | 平成31(令和元)年度実績 | 評価 | 取組内容に対する進捗状況、課題等 | 令和2年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和3年度実績 | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和4年度実績 | | 評価 | 取組項目に対する進捗状況、課題等 | 令和5年度予定 | 令和6年度予定 |
| 男女共同参画センター相談事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 91 | P38 | ア | 一般相談(総合相談) | 家族の問題、職場や学校などの人間関係、性的マイノリティについて等、様々な悩みや困っていることについて、必要な助言、支援先の案内その他適切な援助を行います。 | 家族の問題、人間関係などで抱えている問題や悩みについて、必要な助言や支援先の案内などを行い、自殺リスクの軽減につなげる。 | ・毎日 | A | | 毎日 | A | コロナ禍ではあるが、来所相談を休止することなく通常通り実施した。 | 毎日 | A | コロナ禍ではあるが、来所相談を休止することなく通常通り実施した。 | 毎日の実施に加えて、令和4年度から、月1回男性のための相談事業を新規実施。 | A | 来所相談を休止することなく通常通り実施した。男性のための相談事業の周知が課題。 | 毎日 | 同左 | 人権・男女共同参画課 |
| 92 | P38 | イ | 専門相談(心の相談) | 相談者の心の悩みや問題に対し、相談者が自分自身の力で解決していけるよう、必要な助言その他の適切な援助を行います。 | 孤独、挫折、不安などの精神的な悩みが自殺念慮にならないように、必要な助言を行う。 | ・6日/週 | A | | 6日/週 | A | コロナ禍ではあるが、来所相談を休止することなく通常通り実施した。 | 6日/週 | A | コロナ禍ではあるが、来所相談を休止することなく通常通り実施した。 | 6日/週の実施 | A | 来所相談を休止することなく通常通り実施した。 | 6日/週の実施 | 同左 | 人権・男女共同参画課 |
| 93 | P38 | ウ | 専門相談(DV専門相談) | 配偶者等の暴力に対する悩みや問題に対し、相談者が自分自身の力で解決していけるよう、必要な助言その他の適切な援助を行います。 | 配偶者等からの暴力により、被害者が心身に不調をきたすことも多いため、必要な助言や支援先の案内を行うことで自殺リスクの軽減につなげる。 | ・3日/週 | A | | 3日/週 | A | コロナ禍ではあるが、来所相談を休止することなく通常通り実施した。 | 3日/週 | A | コロナ禍ではあるが、来所相談を休止することなく通常通り実施した。 | 3日/週の実施 | A | 来所相談を休止することなく通常通り実施した。 | 3日/週の実施 | 同左 | 人権・男女共同参画課 |